

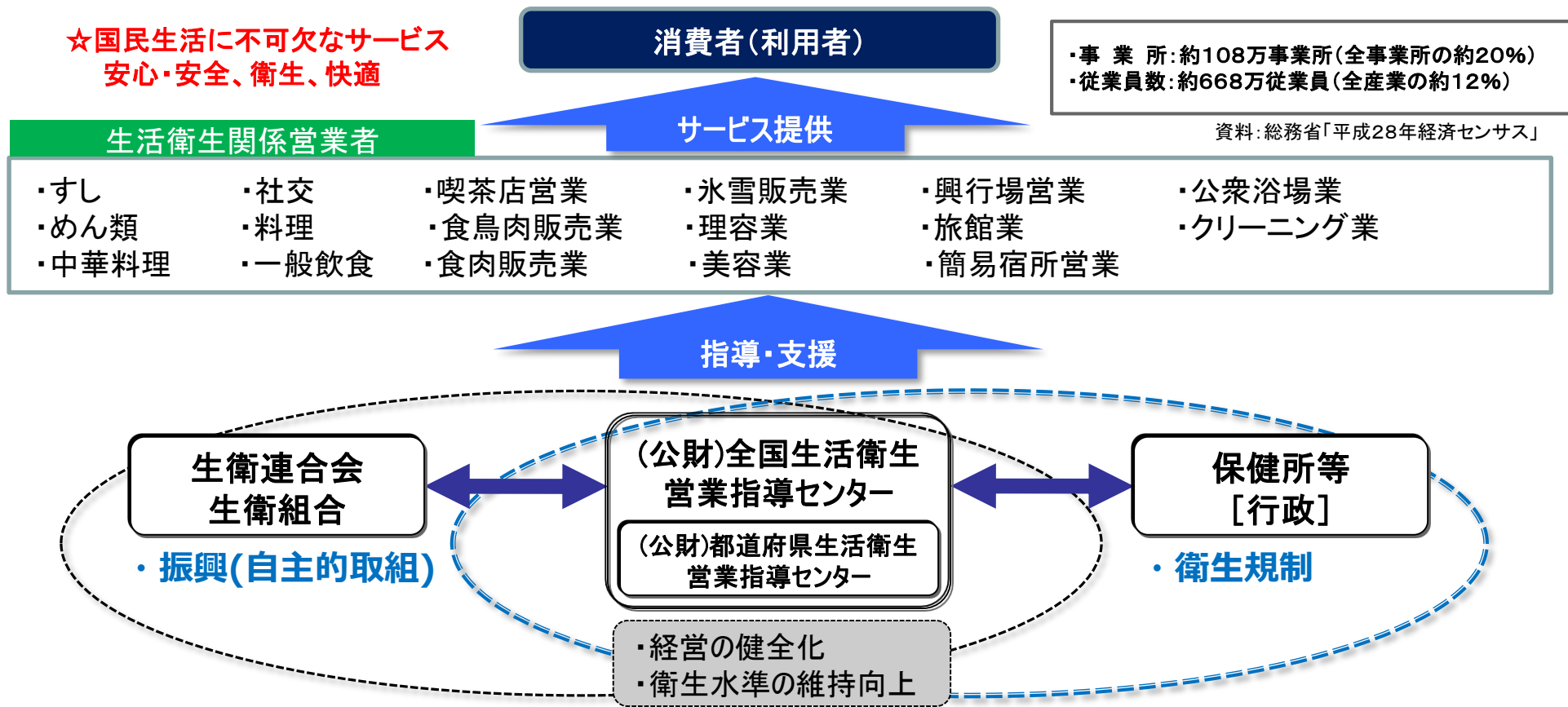
# 生活衛生課

〈生活衛生課〉

・生活衛生関係営業に係る施策体系	3
・令和3年度生活衛生課関係予算案の状況	5
・違法民泊対策について	8
・男女の混浴制限年齢の目安の見直しについて	9
・旧姓・通称名の併記及び押印廃止について	12
・出張理容・出張美容について	33
・令和元年度 クリーニング師研修の受講者数	47
・令和元年度 業務従事者講習の受講者数	48
・クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習受講促進について	49
・生活衛生関係営業に係る近年の留意事項	54
・生活衛生関係営業における生産性向上推進事業	55
・生活衛生同業組合活動推進月間について	56
・標準営業約款制度について	57
・振興指針及び振興計画のあらまし	58
・災害発生時における支援連絡体制例について	60
・ビルクリーニング分野における特定技能外国人材の受入れ	61
・ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの改正について	62
・建築物衛生管理に関する検討会開催要綱	63
・新型コロナウイルス感染症によりなくなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン	65

# 生活衛生関係営業に係る施策体系

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、衛生規制を行いつつ、生衛法に基づく各種の振興支援を行うことで、経営の健全化と衛生水準の向上を実現。



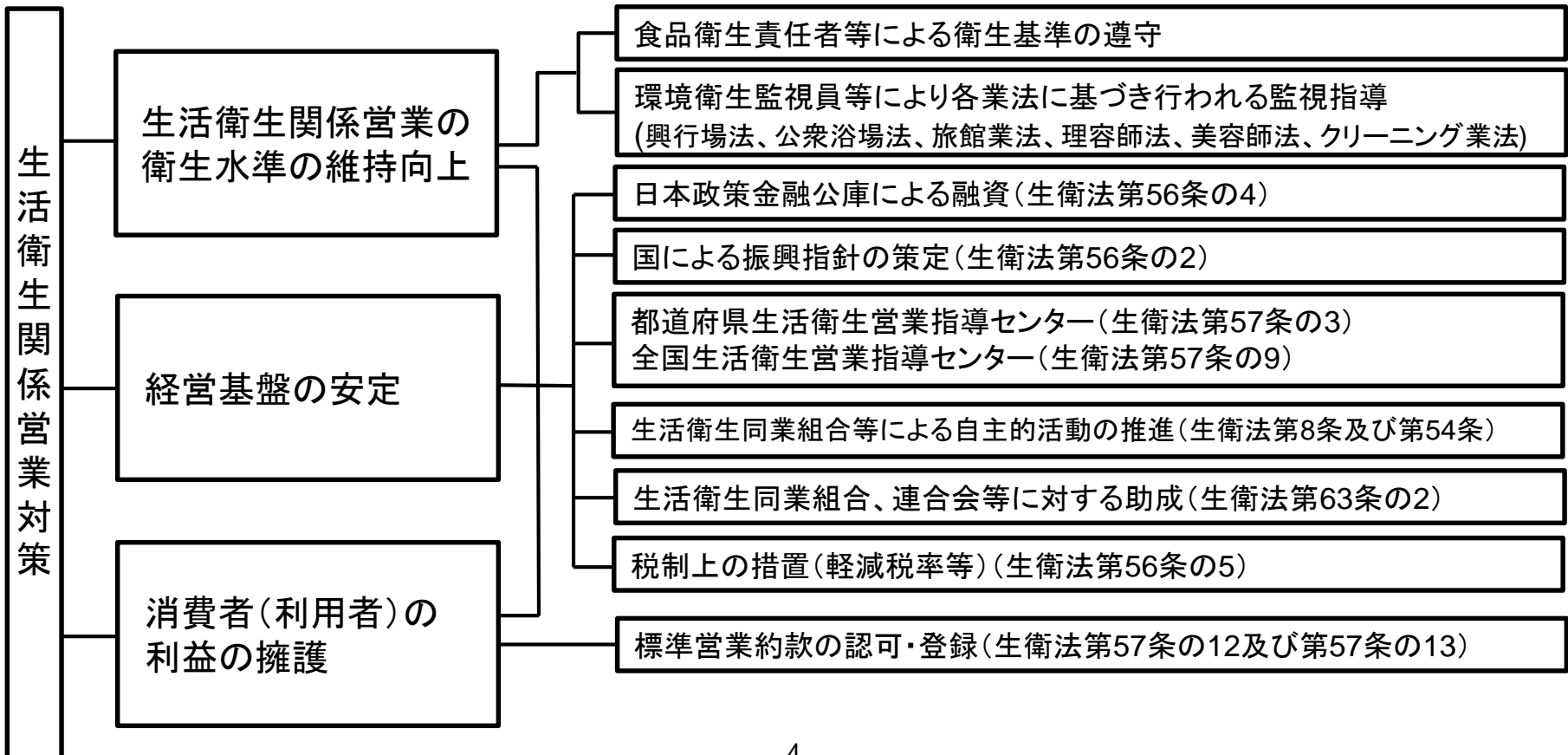
※生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資(日本政策金融公庫)・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

# 生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）（昭和32年6月3日法律第164号）

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



## 令和3年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況

令和2年12月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生課

予算

令和3年度予算案 [令和2年度予算]

4,858百万円 [5,554百万円]

●令和2年度第三次補正予算案 59,414百万円

1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 59,393百万円

①生活衛生関係営業における生産性向上推進事業 128百万円

生活衛生関係営業者が「新しい生活様式」に適応し、生産性向上に向けた取組を行えるよう、都道府県生活衛生営業指導センター経営指導員と中小企業診断士等との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談を実施する。

②「新しい生活様式」に沿った生活衛生関係営業経営支援事業 466百万円

(生活衛生関係営業対策事業費補助金)

生活衛生関係営業者に対し、地域に密着したプッシュ型の専門家派遣・相談指導体制を構築し、伴走型の支援を実施する。

③生活衛生関係営業業者への資金繰り支援 58,799百万円

新型コロナウイルス感染症対策に係る生活衛生関係営業業者への資金繰り支援等を行うため、株式会社日本政策金融公庫に対して必要な財政支援(出資金)を行う。

2. その他 21百万円

○生活衛生関係営業収益力向上事業 21百万円

(生活衛生関係営業対策事業費補助金)

最低賃金のルールの徹底を図るとともに、被用者保険適用拡大に係る制度周知セミナー等を開催する。〔令和3年度予算の一部前倒し〕

## 1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金

1, 157百万円 [1, 156百万円]

生活衛生関係事業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化や衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

・生活衛生関係営業収益力向上事業 65百万円 [80百万円]

全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金のルールの徹底を図るとともに、被用者保険適用拡大に係る制度周知セミナー等を開催することによって収益力の向上等を図るための取組を進める。

## 2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 3, 655百万円 [3, 829百万円]

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

## 3. 被災した生活衛生関係事業者への支援（復興庁一括計上）

29百万円 [423百万円]

株式会社日本政策金融公庫出資金

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援（出資金）を行う。

(参考)

### ○ 受動喫煙防止対策の推進

14.1億円の内数[23.9億円の内数]

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されたことから、引き続き、受動喫煙の防止に関する制度の周知、定着を図るため、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

## 日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 3, 480億円 [1, 150億円]

※従前の貸付計画額（1, 150億円）に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る額（2, 330億円）を措置。

## 2. 貸付制度の改善

生活衛生関係事業者の円滑な創業を支援するため、創業者向け融資制度を拡充する。

等

**1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長**

〔法人税〕

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、取得価格要件を200万円から400万円に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。

**2. 中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業等経営強化税制）の延長（※）**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%（資本金3000万円以下もしくはは個人事業主は10%）の税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

**3. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（※）**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、その適用期限を2年延長する。

**4. 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設（※）**

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

経営資源の集約化を通じて地域経済・雇用を担おうとする中小企業の成長を支援するため、必要な優遇措置を創設する。

**5. 東日本大震災に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長**

〔印紙税〕

東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付を行う場合の印紙税を非課税とする特例措置について、その適用期限を5年延長する。

# 違法民泊対策について

## 民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **19,768件** (令和2年12月7日時点) / 簡易宿所数: **35,452件** (平成31年3月31日時点)  
/ 特区民泊認定数: **3,482施設10,521居室** (令和2年12月4日時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和2年3月末時点で**1,624件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件よりは4分の1以下に**大幅減少**しているものの、依然として違法民泊対策は喫緊の課題。
- 令和2年9月末時点の住宅宿泊仲介業者等99社の取扱件数の合計は**118,099件**で、前回(令和2年3月末)調査から11,347件減少。



## 法施行後の主な取組

### (地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に**発出**(平成30年10月15日発出、平成31年4月17日、令和元年7月26日、令和2年10月12日に一部修正)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成**し、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集**し、厚生労働省HPで紹介。  
※京都市:無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。  
⇒違法民泊疑い事案数は、**1,339件(平成30年3月末時点)→4件(令和2年3月末時点)**と大幅減。  
※大阪市:大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。  
⇒違法民泊疑い事案数は、**3,277件(平成30年3月末時点)→24件(令和2年3月末時点)**と大幅減。

### (関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。  
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。平成30年11月12日に第2回、平成31年3月18日に第3回、令和元年7月17日に第4回、令和2年12月18日に第5回を開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載**し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- **住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を、一括で管理するデータベースを構築**。  
仲介業者が仲介サイト掲載前に、データベースの情報との照合を行うことで、違法な物件が仲介サイトに掲載されないように指導。



生食発 1 2 1 0 第 1 号  
令和 2 年 12 月 10 日

各  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区长  
殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

公衆浴場の衛生及び風紀については、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項において、営業者が必要な措置を講じることとされ、また、同条第 2 項において、都道府県等が当該措置の基準を条例で定めることとされています。

また、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知）の別添 2 「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添 3 「旅館業における衛生等管理要領」においては、男女の混浴制限年齢の目安を示しています。

今般、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果や、本改正に係るパブリックコメントの結果等を踏まえ、公衆浴場における衛生等管理要領等に定める男女の混浴制限年齢の目安等を別紙のとおり改正しました。

改正内容についてご留意いただくとともに、本改正を踏まえ条例等を改正する場合には、地域住民等への影響を考慮し、十分な周知期間を確保していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

## 公衆浴場における衛生等管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 衛生管理</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 飲用水供給設備の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)に基づき、都道府県知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。(略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね<u>7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p style="text-align: center;">公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 衛生管理</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 飲用水供給設備の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)<u>第12条</u>に基づき、都道府県知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。(略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね<u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>IV (略)</p>

旅館業における衛生等管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">旅館業における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 共同浴室にあつては、<u>おおむね7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。 また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。</p> <p>(17) (略)</p> <p>5～28 (略)</p> <p>IV～VII (略)</p>	<p style="text-align: center;">旅館業における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 共同浴室にあつては、<u>おおむね10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。 また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。</p> <p>(17) (略)</p> <p>5～28 (略)</p> <p>IV～VII (略)</p>

各 

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

「女性活躍加速のための重点方針 2016」（平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、旧姓の通称としての使用拡大に向けて、政府が必要な取組を進めることとされていることとされております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、全ての行政手続きを対象に、原則として押印を不要とし、デジタルで完結できるよう見直しを行うこととする方針が示されました。

これに伴い、クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 196 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり公布され、令和 3 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針 2016」を踏まえ、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者、理容師及び美容師に係る免許証等の各種様式について、旧姓併記を可能とする等の所要の改正を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）で定める各種様式について、申請者等による押印を廃止すること。

## 第2 改正の内容

### (1) クリーニング業法施行規則

クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第5条の規定に基づく別記様式について、免許証に旧姓又は外国人における通称名（以下「旧姓等」という。）を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。

### (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第9条第1項、第10条、第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づく様式第1号から様式第4号までについて、免状に旧姓等を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。
- ② 同規則第9条第1項、第11条第2項、第12条第2項、第14条の4及び第18条の規定に基づく様式第1号及び様式第4号から様式第5号までについて、申請者等による押印を廃止するものであること。
- ③ 同規則第3条の17及び第25条の16の規定に基づく登録校正機関及び清掃作業監督者講習等登録機関の登録等の状況の官報による公示について、厚生労働省ホームページへの掲載により公示を行うこととする措置を講ずるものであること。

### (3) 理容師法施行規則

理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）第1条、第3条第2項、第5条第2項及び第6条第2項の規定に基づく様式第1、様式第2及び様式第4について、免許証に旧姓等を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。

### (4) 美容師法施行規則

美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第1条、第3条第2項、第5条第2項及び第6条第2項の規定に基づく様式第1、様式第2及び様式第4について、免許証に旧姓等を記載することを可能とする措置を講ずるものであること。

## 第3 運用上の留意事項等について

免許証等の氏名に旧姓の併記を希望する者については、申請書等に記入されている旧姓が戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写しに記載されている旧姓と合致することを確認すること。また、外国籍の者で免許証等の氏名に通称名の併記を希望する者については、申請書等に記入されている通称名が住民票の写しに記載されている通称名と合致することを確認すること。

## 第4 施行期日について

改正省令は、令和3年4月1日から施行すること。

## 第5 その他

今般の改正の趣旨を鑑み、理容師法施行規則第23条第4号の規定に基づく管理理容師の講習会修了証書及び美容師法施行規則第23条第4号の規定に基づく管理美容師の講習会修了証書についても、旧姓等の併記を可能とすること。

○厚生労働省令第九十六号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の六、美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第五条の六、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七條第五項及びクリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一條第一項の規定に基づき、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律を実施するため、クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月八日

クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第一條 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

別記様式を次のように改める。

別記様式

クリーニング師免許証

本籍地 (都道府県名)

(氏

年 月 日生

昭和二十五年法律第二百七号クリーニング業法によりク

リーニング師の免許を与える。

よつてこの証を交付する。

令和 年 月 日

都道府県知事 印

(都道府県登録第 号)

(備考) 免許の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。



(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(公示)</p> <p>第三条の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>2   前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。</p> <p>(公示)</p> <p>第二十五条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(公示)</p> <p>第三条の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2   前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。</p> <p>(公示)</p> <p>第二十五条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>(新設)</p>

様式第一号（第九条関係）

（表 面）

収 入 印 紙  
  
 （消印しては）  
 （ならない）

様式第一号を次のように改める。

建築物環境衛生管理技術者免状交付申請書

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生
旧 姓		通 称 名	
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —
建築物環境 衛生管理技 術者となる 資格	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した。 <div style="text-align: right;">                 （修了年月日 年 月 日）                  （修了証書番号 第 号）             </div>		
	<input type="checkbox"/> 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した。 <div style="text-align: right;">                 （受験年月日 年 月 日）                  （受験番号 第 号）             </div>		

（裏 面）

私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の欠格事由に該当しないことを誓約します。

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第3項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないもの

上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けたいので申請します。

年 月 日

氏名

厚生労働大臣殿

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第二号（第十条関係）

第	号
建築物環境衛生管理技術者免状	
本籍地（国籍）	
年 月 日生	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7 条第1項の規定によりこの免状を交付する。	
年 月 日	
厚生労働大臣	
印	

様式第二号を次のように改める。

備考 免状の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

様式第三号（第十一条関係）

## 建築物環境衛生管理技術者免状書換え交付申請書

建築物環境衛生 管理技術者免状 番号及び交付年 月日	第 号 ( 年 月 日)		
ふ り が な 氏 氏 名		生年月日	年 月 日生
旧 姓		通 称 名	
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —
書換え交付申請 の理由			
<p>上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の書換え交付を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>厚生労働大臣殿</p>			

様式第三号を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第四号（第十二条関係）

収入印紙

(消印しては)  
(ならない)

## 建築物環境衛生管理技術者免状再交付申請書

様式第四号を次のように改める。

建築物環境衛生 管理技術者免状 番号及び交付年 月日	第 号 ( 年 月 日)		
ふ り が な 氏 名	生年月日	年 月 日生	
旧 姓	通称名		
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —
再交付申請の理 由			
上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の再交付を受けたいので申請します。 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣殿			

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第四号の二(第十四条の四関係)

## 登録講習機関業務休廃止届書

1	登 録 番 号	
2	登録講習機関の名称	
3	届出者の氏名又は名称	
4	届 出 者 の 住 所	電話( )
5	(休止・廃止)しようとする業務の範囲	
6	(休止・廃止)年月日	
7	休 止 の 期 間	
8	(休止・廃止)の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿

## 備考

- 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
- 2 5、6及び8の欄中( )内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第四号の二を次のように改める。

様式第五号(第十八条関係)

建築物環境衛生管理技術者試験受験願書

様式第五号を次のように改める。

第三條 (理容師法施行規則の一部改正)  
理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の  
一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

目次 第一章・第二章 (略) 第三章 理容所等 (第十九条―第二十八条) (略)	改 正 後
	改 正 前

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所	郵便番号	電話番号	- -
受験希望地			
上記により、建築物環境衛生管理技術者試験を受けたいので申し込みます。  年 月 日  氏 名  厚生労働大臣 殿 指定試験機関			

収入印紙貼り付け欄 (消印してはならない。)  (注) 指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。
---

- 備考
- 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
  - 2 厚生労働大臣が受験手続に関する試験事務を行う場合には厚生労働大臣に、指定試験機関が受験手続に関する試験事務を行う場合には直接当該指定試験機関に提出すること。
  - 3 指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

(傍線部分は改正部分)

様式第1

様式第一を次のように改める。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">登録年月日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">登録番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">※</td> </tr> </table>	登録年月日	登録番号	※		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; min-height: 50px;">                     収入印紙貼付欄 (消印しないこと)                 </div>					
登録年月日	登録番号									
※										
<h3 style="margin: 0;">理容師免許申請書</h3>										
理容師試験合格の年月	年 月	合格番号								
質 問 事 項	理容師免許を受けないで理容の業務を行ったことは 1 ない 2 ある ( <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">・行った内容と期間</td> <td style="padding: 0 5px;">内容:</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">期間:</td> <td style="padding: 0 5px;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 0 5px;">・このことによって、罰金刑を受けたことは</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">1 ない</td> <td style="padding: 0 5px;">2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)</td> </tr> </table> )		・行った内容と期間	内容:	期間:	年 月 日 ~ 年 月 日	・このことによって、罰金刑を受けたことは		1 ない	2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)
・行った内容と期間	内容:									
期間:	年 月 日 ~ 年 月 日									
・このことによって、罰金刑を受けたことは										
1 ない	2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)									
	理容師免許の取消処分を受けたことは 1 ない 2 ある ( <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">・処分された理由:</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">・処分された年月日: 年 月 日</td> </tr> </table> )		・処分された理由:	・処分された年月日: 年 月 日						
・処分された理由:										
・処分された年月日: 年 月 日										
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県									
ふりがな	(氏)	(名)	(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名) (氏) (名)							
氏 名										
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)										
生年月日	1昭和 2平成 年 月 日 3令和	性 別	1 男 2 女							
連 絡 先 電 話 番 号	( )									
住 所	郵便番号	都 道 府 県	※							

厚生労働大臣  
指定登録機関代表者  
上記により、理容師免許を申請します。  
申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。  
(領収証書は、裏面に貼ること。)
  - 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 5 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
  - 6 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
  - 7 用紙の大きさは、A4とすること。



様式第2

様式第一を次のように改める。

名簿訂正・書換え交付 年 月 日	登録番号
※	

収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
----------------------

理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登録第 号	登録年月日	1 昭和	年	月	日
	2 都道府県知事			2 平成			

変更が生じた事項

	変更前		変更後	
本籍(国籍)	都道府県		都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
	-----		-----	
氏名	-----		-----	
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	-----		-----	
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和	年 月 日		
性別	1 男 2 女		1 男 2 女	
変更の理由	1 氏の変更 2 名の変更 3 本籍の変更 4 性別の変更 5 その他( )			

連絡先電話番号	( )	
住所	郵便番号	-----
	都道府県	
※		

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関代表者  
上記により、理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。  
申請日 年 月 日

- 備考
- ※印欄には、記入しないこと。
  - 該当する数字を○で囲むこと。
  - この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。  
(領収証書は、裏面に貼ること。)
  - 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
  - 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
  - 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第4

（美容師法施行規則の一部改正）  
第四条 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

様式第四を次のように改める。

目次 第一章・第二章（略） 第三章 美容所等（第十九条―第二十八条） （略）	改 正 後
目次 第一章・第二章（略） 第三章 美容所等（第十九条―第二十七条） （略）	改 正 前

再交付年月日	登録番号	収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
※		
<b>理容師免許証(免許証明書)再交付申請書</b>		
免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者) 2 都道府県知事	登録番号 第 号 登録年月日 1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日
本籍(国籍)	都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)		
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	
性別	1 男 2 女	
再交付の理由	1 紛失 2 破損 3 汚損 4 焼失 5 その他( )	
連絡先電話番号	( )	
住所	郵便番号	都道府県
※		

厚生労働大臣 指定登録機関代表者 殿  
上記により、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。  
申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
  - 4 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
  - 5 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
  - 6 用紙の大きさは、A4とすること。

(傍線部分は改正部分)

様式第一を次のように改める。

様式第1

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">登録年月日</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">登録番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">※</td> </tr> </table>	登録年月日	登録番号	※		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                 収入印紙貼付欄 (消印しないこと)             </div>																
登録年月日	登録番号																				
※																					
<h3 style="margin: 0;">美容師免許申請書</h3>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">美容師試験合格の年月</td> <td style="width: 30%; padding: 2px; text-align: center;">年 月</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">合格番号</td> </tr> </table>		美容師試験合格の年月	年 月	合格番号																	
美容師試験合格の年月	年 月	合格番号																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px; text-align: center; vertical-align: middle;">質問事項</td> <td style="padding: 5px;">                 美容師免許を受けないで美容の業務を行ったことは                  1 ない 2 ある (                 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・行った内容と期間</td> <td style="padding: 2px;">内容:</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">期間:</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">・このことによって、罰金刑を受けたことは</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 ない</td> <td style="padding: 2px;">2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center; vertical-align: middle;">質問事項</td> <td style="padding: 5px;">                 美容師免許の取消処分を受けたことは                  1 ない 2 ある (                 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・処分された理由:</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・処分された年月日:</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		質問事項	美容師免許を受けないで美容の業務を行ったことは 1 ない 2 ある ( <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・行った内容と期間</td> <td style="padding: 2px;">内容:</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">期間:</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">・このことによって、罰金刑を受けたことは</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 ない</td> <td style="padding: 2px;">2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)</td> </tr> </table>	・行った内容と期間	内容:	期間:	年 月 日 ~ 年 月 日	・このことによって、罰金刑を受けたことは		1 ない	2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)	質問事項	美容師免許の取消処分を受けたことは 1 ない 2 ある ( <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・処分された理由:</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・処分された年月日:</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>	・処分された理由:		・処分された年月日:	年 月 日				
質問事項	美容師免許を受けないで美容の業務を行ったことは 1 ない 2 ある ( <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・行った内容と期間</td> <td style="padding: 2px;">内容:</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">期間:</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">・このことによって、罰金刑を受けたことは</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 ない</td> <td style="padding: 2px;">2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)</td> </tr> </table>	・行った内容と期間	内容:	期間:	年 月 日 ~ 年 月 日	・このことによって、罰金刑を受けたことは		1 ない	2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)												
・行った内容と期間	内容:																				
期間:	年 月 日 ~ 年 月 日																				
・このことによって、罰金刑を受けたことは																					
1 ない	2 ある ( 年 月 日に処分を受けた)																				
質問事項	美容師免許の取消処分を受けたことは 1 ない 2 ある ( <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">・処分された理由:</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・処分された年月日:</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>	・処分された理由:		・処分された年月日:	年 月 日																
・処分された理由:																					
・処分された年月日:	年 月 日																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">本籍 (国籍)</td> <td style="width: 80%; padding: 2px;">都道府県</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ふりがな</td> <td style="padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(氏)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">(名)</td> <td style="width: 50%; padding-left: 10px;">(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black; padding-left: 10px;">(氏) (名)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">旧姓・通称名 (併記を希望する場合)</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">                 1 昭和                  2 平成 年 月 日                  3 令和             </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">                 性別 1 男                  2 女             </td> </tr> </table>		本籍 (国籍)	都道府県	ふりがな	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(氏)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">(名)</td> <td style="width: 50%; padding-left: 10px;">(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black; padding-left: 10px;">(氏) (名)</td> </tr> </table>	(氏)	(名)	(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)			(氏) (名)	氏名		旧姓・通称名 (併記を希望する場合)		生年月日	1 昭和 2 平成 年 月 日 3 令和		性別 1 男 2 女		
本籍 (国籍)	都道府県																				
ふりがな	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(氏)</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">(名)</td> <td style="width: 50%; padding-left: 10px;">(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black; padding-left: 10px;">(氏) (名)</td> </tr> </table>	(氏)	(名)	(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)			(氏) (名)														
(氏)	(名)	(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名)																			
		(氏) (名)																			
氏名																					
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)																					
生年月日	1 昭和 2 平成 年 月 日 3 令和																				
	性別 1 男 2 女																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">連絡先 電話番号</td> <td style="padding: 2px;">( )</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">郵便番号</td> <td style="padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">都道府県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">※</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		連絡先 電話番号	( )	住所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">郵便番号</td> <td style="padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">都道府県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">※</td> </tr> </table>	郵便番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>												都道府県	※	
連絡先 電話番号	( )																				
住所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">郵便番号</td> <td style="padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">都道府県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">※</td> </tr> </table>	郵便番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>												都道府県	※					
郵便番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																				
	都道府県																				
※																					

厚生労働大臣  
 指定登録機関代表者  
 上記により、美容師免許を申請します。  
 申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。  
(領収証書は、裏面に貼ること。)
  - 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 5 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
  - 6 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
  - 7 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第2

様式第一を次のように改める。

名簿訂正・書換え交付 年月日	登録番号
※	

収入印紙貼付欄  
(消印しないこと)

### 美容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者) 2 都道府県知事	登録番号	第 号	登録年月日	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日
------------------	-----------------------------	------	-----	-------	----------------------------

変更が生じた事項

	変更前		変更後	
	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
本籍(国籍)				
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏名				
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)				
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日			
性別	1 男 2 女		1 男 2 女	
変更の理由	1 氏の変更 2 名の変更 3 本籍の変更 4 性別の変更 5 その他( )			

連絡先電話番号	( )										
住所	郵便番号 <table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>										
都道府県											
※											

厚生労働大臣 殿  
 指定登録機関代表者  
 上記により、美容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。  
 申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。  
(領収証書は、裏面に貼ること。)
  - 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 5 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
  - 6 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
  - 7 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第4

様式第四を次のように改める。

再交付年月日	登録番号	収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
※		
<b>美容師免許証(免許証明書)再交付申請書</b>		
免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者) 2 都道府県知事	登録番号
	第	号
	登録年月日	1 昭和 2 平成 3 令和
	年	月
	日	
本籍 (国籍)	都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)		
生年月日	1 昭和 2 平成 3 令和	年 月 日
性別	1 男 2 女	
再交付の理由	1 紛失 2 破損 3 汚損 4 焼失 5 その他( )	
連絡先電話番号	( )	
住所	郵便番号	都道府県
※		

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関代表者  
上記により、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。  
申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
  - 4 免許証(免許証明書)に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
  - 5 外国籍の方で、免許証(免許証明書)に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
  - 6 用紙の大きさは、A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

各 

都	道	府	県	知	事
市				長	
特	別	区	区	長	

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の  
施行等について（生活衛生・食品安全関係）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正省令の趣旨

「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和 2 年 5 月 22 日規制改革推進会議議長依頼）において、真に必要な場合を除き、押印を廃止することが求められている。

また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

## 第2 改正省令の概要

次に掲げる省令等において、国民や事業者等に対して、押印等を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行うもの。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）（改正省令第6条関係）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（改正省令第7条関係）
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）（改正省令第14条の4関係）
- (4) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（改正省令第27条関係）
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）（改正省令第14条の7関係）
- (6) 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）（改正省令第90条関係）

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

改正省令は、令和2年12月25日から施行すること。

### 2 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととすること。（改正省令附則第2条第1項関係）
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとすること。（改正省令附則第2条第2項関係）

## 第4 関連通知等により定められた様式等について

今回の省令改正にあわせ、これまで医薬・生活衛生局からお示しした通知等により定められた申請書等の様式については、今回の省令改正の趣旨等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとする。

また、当局が所管する法令に基づく申請書等であって、通知等で様式が定められていないものの慣習的に押印等がなされていたものについても、同様の趣旨等に鑑み押印等を不要とすること。



各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）

標記については、出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）において、お示ししているところです。

日本の高齢化率の上昇が続いていることから、今後とも、出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれます。

つきましては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し要領について改めて周知徹底いただくとともに、下記事項についても引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

また、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより、行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたいこと。

## 出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等調査について ※令和元年10月1日時点の状況

- 問1-1 理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号「前2号のほか、都道府県が条例で定める場合」に基づき規定していますか。  
 ○問2-1 理容師法第6条の2及び美容師法第7条ただし書の規定により理容所及び美容所以外の場所で業を行うに当たって、届出・承認などを規定していますか。

	問1-1回答		問2-1回答			問1-1回答		問2-1回答			問1-1回答		問2-1回答	
	規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる		規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる		規定して ない	規定して いる	規定して ない	規定して いる
北海道		○	○		札幌		○		○	函館		○	○	
青森		○		○	仙台		○		○	旭川		○		○
岩手	○		○		さいたま		○		○	青森		○		○
宮城		○		○	千葉		○		○	八戸		○		○
秋田		○		○	横浜		○		○	盛岡	○		○	
山形	○			○	川崎		○		○	秋田		○	○	
福島		○		○	相模原		○	○		郡山		○		○
茨城		○		○	新潟		○		○	いわき		○		○
栃木		○		○	静岡		○	○		福島		○		○
群馬		○		○	浜松		○	○		宇都宮		○		○
埼玉		○		○	名古屋		○	○		前橋		○		○
千葉		○	○		京都		○	○		高崎		○		○
東京		○	○		大阪		○	○		川越		○		○
神奈川		○	○		堺		○	○		越谷		○		○
新潟		○		○	神戸		○	○		川口		○		○
富山		○		○	岡山		○		○	船橋		○		○
石川		○		○	広島		○	○		柏		○	○	
福井		○		○	北九州		○		○	八王子		○	○	
山梨		○	○		福岡	○		○		横須賀		○	○	
長野		○		○	熊本		○		○	富山		○		○
岐阜		○		○	指定都市計	1	19	10	10	金沢		○		○
静岡		○	○		小樽		○	○		長野		○		○
愛知		○	○		町田		○	○		岐阜		○		○
三重		○	○		藤沢		○	○		豊橋		○	○	
滋賀		○	○		四日市		○		○	岡崎		○	○	
京都		○	○		大牟田		○	○		豊田	○		○	
大阪		○	○		茅ヶ崎		○	○		大津		○	○	
兵庫		○	○		その他政令市計	0	6	5	1	豊中		○	○	
奈良		○		○	千代田		○	○		高槻		○	○	
和歌山		○		○	中央		○	○		枚方	○		○	
鳥取		○		○	港		○	○		東大阪		○	○	
島根		○		○	新宿		○	○		八尾		○	○	
岡山		○		○	文京		○	○		姫路		○		○
広島		○	○		台東		○	○		尼崎		○	○	
山口		○	○		墨田		○	○		西宮		○	○	
徳島		○		○	江東		○	○		明石		○	○	
香川		○		○	品川	○		○		奈良		○		○
愛媛		○		○	目黒		○	○		和歌山		○		○
高知		○		○	大田		○	○		鳥取		○		○
福岡		○		○	世田谷		○	○		松江		○		○
佐賀	○		○		渋谷		○	○		倉敷		○		○
長崎		○		○	中野		○	○		呉		○	○	
熊本		○		○	杉並		○	○		福山		○	○	
大分	○		○		豊島		○	○		下関		○	○	
宮崎		○		○	北		○	○		高松		○		○
鹿児島		○		○	荒川		○	○		松山		○	○	
沖縄		○		○	板橋		○	○		高知		○		○
都道府県計	4	43	17	30	練馬		○	○		久留米		○	○	
					足立		○	○		長崎		○		○
					葛飾	○		○		佐世保		○		○
					江戸川		○	○		大分		○		○
					特別区計	2	21	23	0	宮崎		○		○
										鹿児島		○		○
										那覇		○		○
										山形		○		○
										福井		○		○
										甲府		○	○	
										寝屋川		○	○	
										中核市計	3	55	25	33
										合計	10	144	80	74

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等調査について

※令和元年10月1日時点の状況

都道府県等名	○問1-1 理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号「前2号のほか、都道府県が条例で定める場合」に基づき規定していますか。 ○問1-2 規定している場合は、具体的に規定している内容をお教えてください。		○問2-1 理容師法第6条の2及び美容師法第7条ただし書の規定により理容所及び美容所以外の場所で業を行うに当たって、届出・承認などを規定していますか。 ○問2-2 規定している場合は、具体的に規定している内容をお教えてください。可能であれば、規定を添付していただくかURLをお教えてください。		○問3 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定していない場合、その実施者の衛生の確保状況をどのように確認しているかお教えてください。	
	問1-1回答	問1-2回答	問2-1回答	問2-2回答	問3回答	
	規定していない	規定している	規定していない	規定している		
(記入例)	○	・刑務所に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・山間部など、理容所又は美容所のないへき地に出張して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。		○	・理容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。	・提出された理容師美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
北海道	○	・交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合	○			・道のホームページにおいて、出張理容・出張美容が認められる場合や衛生上の措置について周知徹底するとともに、衛生上の問題が生じた場合の連絡先を掲載することにより、個別の相談内容等に応じ衛生確保の状況確認や指導等を行う。
青森県	○	・社会福祉施設入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。		○	・理容・美容の出張業務届出書を管轄する地域県民局長に提出する。 ・規定を添付する。	届出時に器具等の衛生状況について確認するようにしている。
岩手県	○		○			○以下の内容について、県の要綱(出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱、別添)において定め、保健所において指導等を行っている。 ・理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容について、必要があると認めるときは、営業者及び関係者の同意を得て、職員に、管内の事務所(事務所を設けない場合は、営業者の住所をいう。)又は営業の場所に立ち入り、衛生措置の状況を把握し必要な指導をさせるものとする。 ・理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容の状況について把握に努めるとともに、新たな営業者については「出張理容・出張美容営業一覧表」(別紙様式1)に記録するものとする。 ⇒ 別紙様式1については、別添  ○理容所又は美容所の開設者以外の者が行う出張理容・出張美容の状況把握のため、県ホームページ(以下のリンク先)において、保健所への相談を促している。 <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/seikatsuseisei/seikatsueisei/1004585.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/seikatsuseisei/seikatsueisei/1004585.html</a>
宮城県	○	一 養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者に対して理容を行う場合 二 警察署、拘留所等に留置され、又は収容されている者に対して理容を行う場合		○	法第六条の二(七条)ただし書の規定により、理容所(美容所)以外の場所において理容の業(以下「出張営業」という。)を行おうとする理容師(美容師)であって理容所(美容所)に所属しないものは、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。 一 氏名及び住所並びに免許証番号又は登録番号 二 出張営業を行おうとする場所、期間及び理由 三 器具等の消毒方法の概要  (宮城県ホームページ) <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokuk/syuttyouribi.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokuk/syuttyouribi.html</a>	・ホームページやリーフレットによる周知  ・提出された理容師(美容師)出張営業届に基づき、営業者の氏名等、営業の場所や営業期間、器具等の消毒方法の概要について把握し、必要に応じ指導等を行う。
秋田県	○	・演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合 ・社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合		○	出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、保健所にて事前指導等を行い、台帳に記録する。 規定を添付する。	出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、保健所にて事前指導等を行う。
山形県	○			○	・指導要領を定め、出張理美容を行おうとする理美容師に対し、出張業務従事届を管轄する保健所長に届出させている。要領を添付する。	・必要に応じ衛生指導を行うとともに、出張業務に使用する消毒設備の確認を行う。
福島県	○	福島県理容師法施行条例 (理容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容を行う場合  福島県美容師法施行条例 (美容所以外の場所で業を行うことができる場合) 第二条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、次のとおりとする。 一 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して美容を行う場合 二 刑務所、少年院その他これらに類する施設において美容を行う場合 三 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより美容を行う場合		○	福島県理容師法施行条例 (出張営業の届出) 第二条 理容所において理容の業を行っていない理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において理容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたとき又は理容所以外の場所において理容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。  福島県美容師法施行条例 (出張営業の届出) 第三条 美容所において美容の業を行っていない美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所(福島市、郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。)において美容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたとき又は美容所以外の場所において美容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。	・届出(理美容所に所属する者以外で出張理美容を実施する者)時に、要領に基づく衛生措置の基準を提示の上指導を行うとともに、出張理美容証明書を発行(5年更新)する。 ・営業区域は条例に基づく届出時に確認する。 ・営業実績については、営業実施記録表に基づき確認を行う。
茨城県	○	・社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものに入所し、又は通所している者に対して当該施設において理容又は美容を行う場合 ・政令第4条第1号に準ずるものとして規則で定める場合 ・規定を添付する。(別添1)		○	・出張業務開始届を、業務所又は業務の管理を行う場所の所在地を管轄する保健所長に届出する。 ・規定を添付する。(別添2)	・届出時、無店舗の場合には、免許証の原本確認や携行品の確認などのため必ず来所を求めています。 ・当県では、「茨城県出張理容・出張美容衛生指導要綱」の中で、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに営業場所に当該職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる、との規定及び、保健所長は、営業者の衛生措置が不十分であることを確認したときは、当該営業者が自らの管轄に係る者である場合には、適切な衛生措置を講ずるよう指導するものとし、他の保健所長の管轄に係る者である場合には、当該保健所長に対し確認内容を連絡するものとする、との規定があります。 ※ 条例には規定していません。
栃木県	○	・社会福祉施設等からの要請によりその入所者に対して美容を行う場合 ・知事が特別の事情があるものとして承認した場合		○	・理容師美容師出張営業届を管轄する保健所長に提出する。	・提出された理容師美容師出張営業届に基づき、登録番号、登録年月日、出張営業を行う区域、出張営業を行う理由、器具等を管理する場所、消毒設備の状況、器具容器の状況、救急薬品等の状況、器具・布片類の設備状況、開始予定年月日を把握し、必要に応じ立入検査、指導等を行う。
群馬県	○	・社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設又は老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(同条に規定する老人福祉センター及び老人介護支援センターを除く。)に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他知事がやむを得ない事情があると認める場合 ※理容師法施行条例(第四条)、美容師法施行条例(第四条)添付		○	・理美容所の所在地を管轄する保健所長(開設又は従業する理美容所がない場合は出張理美容を行う場所の所在地を管轄する保健所長)に出張業務届を提出する。 ※理容師法施行条例施行細則(第三条)、美容師法施行条例施行細則(第三条)添付	・提出された理容師美容師出張業務届により、届出者(営業者)、出張業務を行う者の氏名、出張業務を行う場所等を把握。必要に応じ指導等を行う。

埼玉県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付近に理・美容所のないへき地に出張して理容又は美容を行う場合</li> <li>・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容美容届出制度を規定し、出張理容又は美容を行うおとす場所の所在地を管轄する保健所長に提出することとしている(各条例第6条)。</li> <li>理容師法施行条例 <a href="http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002300000000/41290101002300000000/41290101002300000000.html">http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002300000000/41290101002300000000.html</a></li> <li>美容師法施行条例 <a href="http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002400000000/41290101002400000000/41290101002400000000.html">http://www3.e-reikinet.jp/saitama-pref/d1w.reiki/41290101002400000000/41290101002400000000.html</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された出張理容美容届に基づき、実施者の名称、営業区域を把握している。</li> <li>・知事が指定した講習を定期的(3年に1度)に受講することを条例に定め、衛生上必要な措置に関する知識を習得させている。</li> </ul>
千葉県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停泊中の船舶の乗船者であって上陸できないものに対して美容を行う場合</li> <li>・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して美容を行う場合</li> <li>・演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。)に出演する者に対してその演芸等の直前に美容を行う場合</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として理容所又は美容所の開設者が実施主体となるよう行政指導している。なお、実施者の把握及び衛生の確保状況について、個別に確認はしていないが、ホームページに衛生管理要領を掲載し、適切な衛生確保をするよう周知している。</li> </ul>
東京都	○	<p>以下、理容師法施行条例より抜粋(美容師法施行条例についても同様の内容になっています。)</p> <p>第四条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第百三十二号)第四条第三号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 山間部等における理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合</li> <li>二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生の確保状況の確認を行っていないが、パンフレットやホームページに出張理容に関する注意点を掲載するなどし、出張理容における衛生の確保について周知している。</li> </ul>
神奈川県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>理容師法施行条例第3条および美容師法施行条例第3条</li> <li>(1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合</li> <li>(2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合</li> <li>(3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合</li> <li>(4) その他知事が特に必要と認める場合</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>実施者の衛生の確保状況の確認に関する規定はないが、県から県域保健所宛に出している「出張理容・出張美容に関する指導方針」の「3 相談における指導事項」の中で、相談があった場合の説明すべき事項の1つとして「理容師法第9条及び同法施行条例第1条又は同法第8条及び美容師法施行条例第1条に規定する衛生上必要な措置を講ずる」を挙げている。</li> </ul>
新潟県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停泊中の船舶の船員で上陸できないものに対して理容を行う場合</li> <li>・司法機関の求めにより留置人に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・演芸、興行等に付随して理容美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設の求めにより収容者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・理容所、美容所がない山間へき地、離島等に居住する者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事がやむを得ないと認めた場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師美容師出張営業届出書を所管する保健所長に届け出る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規や変更の届出時に各保健所において県条例のほか国の衛生管理要領に基づき必要な衛生指導を行っているが、定期的な現場確認等は行っていない。なお、必要に応じて出張業務先及び出張業務を行う理(美)容師の同意を得たうえで任意調査を行っている。</li> </ul>
富山県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。)において、演芸を行う者に対し、出張業務を行う場合</li> <li>・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に供される施設(通所施設を除く。)において、その入所者等に対し、出張業務を行う場合</li> <li>・前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の事情があるものとして、あらかじめ承認する場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の所属理美容師は所属する理容所又は美容所を管轄する厚生センター所長に、県内の無所属理美容師は住所を管轄する厚生センター所長に、県外の所属理美容師及び無所属理美容師は主な出張業務地を管轄する厚生センター所長に届け出なければならない。(富山県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱 <a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00018863/01011620.pdf">http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00018863/01011620.pdf</a>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無所属理美容師の場合、結核、皮膚疾患等の有無に関する診断書(発行後6か月以内のもの)及び理容師又は美容師免許証(写し)を添付させ、出張業務を行う際の携行品(消毒薬、消毒器、タオル等布片、応急薬品等)を届出提出時に確認する。所属理美容師の場合、診断書等については、理美容所開設時に確認しているため、添付する必要はない。</li> </ul>
石川県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法機関の求めにより、留置人等に対し理容又は美容を行う場合</li> <li>・社会福祉法第二条第二項第一号から第五号までに掲げる第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合</li> <li>・演芸人その他これに類する者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合</li> <li>・山間へき地等に居住する者の求めに応じ、出張して理容又は美容を行う場合</li> <li>・このほか、知事が特に必要があると認める場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川県出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱 ※別添</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規及び更新(1年)の届出時に、出張業務を行う際の携行品(ハサミ、バリカン、カミソリ、くし、ブラシ、床に敷くシート、消毒薬、消毒器、タオル等布片、応急薬品等)を提示させ衛生状態を確認するとともに、必要に応じ衛生措置に係る指導を行う。</li> </ul>
福井県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>①司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されている者に対し、理(美)容の業を行う場合</li> <li>②興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、理(美)容の業を行う場合</li> <li>③社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第四号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、理(美)容の業を行う場合</li> <li>④①～③に掲げる場合のほか、特別の理由により理(美)容所以外の場所において理(美)容の業を行う場合であって、やむをえないと認めるとき。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>問1-2の回答の④に該当する場合、業を行う場所を管轄する保健所長に、理(美)容師出張営業承認申請書を提出し承認を受けなければならない。</li> </ul>	
山梨県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に規定する第一種、第二種社会福祉事業が行われる施設、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設等において、利用者のうち介助が必要な者に対して、理容または美容を行う場合。</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし書きで除外しているが、原則として開設者に限定している。</li> </ul>

長野県		<p>(1) 社会福祉施設等'で規則で定めるものに出張して入所者に対して美容を行う場合</p> <p>(2) 演芸等の出演者に対して出演の直前に美容を行う場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の理由'があるものとして承認した場合</p> <p>※1 社会福祉施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく救護施設</p> <p>(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム</p> <p>(4) 医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく病院及び診療所(診療所にあつては、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)</p> <p>(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく介護老人保健施設及び介護医療院</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく障害者支援施設及び共同生活援助事業を行う事業所</p> <p>※2 知事が特別の理由'があるものとして承認する出張業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法で規定する通所事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で規定する通所事業所において通所者に対して行う場合</p> <p>(2) 警察署において留置者に対して行う場合</p> <p>(3) 刑務所及び少年院において収容者に対して行う場合</p> <p>(4) 特別支援学校において通学者に対して行う場合</p> <p>(5) 要介護者及び単独で外出困難な者等で、来店困難な個人宅を訪問して行う場合</p> <p>(6) 災害時の避難所、仮設住宅において避難者に対して行う場合</p>		○	○	・美容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。	<p>・提出された美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握する。</p> <p>・申請書の添付書類として衛生管理を確認するため、携行品一覧表等を添付させている。また、保健所職員が講ずべき衛生措置について申請者に直接聞き取りを行なった上で、内容確認書を作成し、当該確認書についても申請書の添付書類としている。</p> <p>・申請者に対して出張美容・美容に関する衛生管理要領を必要に応じ、配布している。</p>	
岐阜県		<p>・理容所又は美容所のない山間へき地に居住する者に対し、その居住地で理容又は美容を行う場合</p> <p>・社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合</p> <p>・知事が特別の事情があるものとして認める場合</p> <p>規定を添付する。</p> <p>(岐阜県理容師法施行条例) <a href="https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010005/H412901010005.html">https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010005/H412901010005.html</a></p> <p>(岐阜県美容師法施行条例) <a href="https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010006/H412901010006.html">https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H412901010006/H412901010006.html</a></p>		○	○	出張理容届出書及び出張美容届出書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。	<p>(岐阜県理容師法施行細則) <a href="https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100160/H334902100160.html">https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100160/H334902100160.html</a></p> <p>(岐阜県美容師法施行細則) <a href="https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100161/H334902100161.html">https://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkikishu/H334902100161/H334902100161.html</a></p>	出張理美容消毒設備等について検査をし、法第九条又は法第八条の措置を講ずるに資する旨の確認を行う。また、必要に応じ、出張理美容消毒設備等を管理する場所又は出張理美容を行う場所に立ち入り、法第九条又は法第八条の措置の実施状況について検査を行う。
静岡県		<p>(1) 疾病その他の理由により社会福祉施設その他これに類する施設に入所している者に対して、当該施設の求めに応じて理(美)容を行う場合</p> <p>(2) 理(美)容所がないへき地に住んでいる者の求めに応じて理(美)容を行う場合</p>		○	○		—	
愛知県		<p>・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容を行う場合</p> <p>・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合</p> <p>・知事が特別の事情があるものとして承認した場合</p>		○	○		平成19年10月4日付け発第1004002号厚生労働省健康局長通知及び同日付け健衛発第1004001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知に基づき、衛生の確保を図るため、理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師(理容所又は美容所の開設者を含む。)が、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に準拠し、出張理容・出張美容を行うよう指導している。	
三重県		<p>・社会福祉施設その他の施設に入所しているものに対して理容(美容)を行う場合</p> <p>・前号に掲げるもののほか、知事が衛生上支障がないものとして承認した場合</p>		○	○	(ただし、問1-2にある、前号に掲げるもののほかの場合にあつては、承認申請を保健所長に提出することとしている。)	施設を開設していない相談者に対しては、参考様式にて携行品の確認や消毒設備の概要を確認することとしている。	
滋賀県		<p>・社会福祉施設に入所している者および警察署等に収容されている者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・災害の際に避難所において被災者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・興行場等において出演者に対して理容または美容を行う場合</p> <p>・前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして知事が認める場合</p>		○	○		<p>・窓口等で相談があった際に「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づいて指導している。</p> <p>・出張先である社会福祉施設等からの相談の際にも同要領に基づき、作業場の衛生確保等を指導している。</p> <p>(いずれのケースにおいても、出張理容・美容の営業主体は理美容所の開設者が望ましい旨を指導している)</p>	
京都府		<p>・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対して理美容を行う場合</p> <p>・演芸等を行う者に対してその演芸等の直前に理美容を行う場合</p> <p>・災害により避難している者に対して理美容を行う場合</p> <p>・その他知事が特に必要と認める場合</p>		○	○		出張理容・美容の対象について、告示により明確化して、府民へ広く周知するとともに、関係団体へ通知を行っている。また、相談等があった場合には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」等に基づき、必要に応じて保健所が指導等を行う。	
大阪府		<p>社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容(美容)を行う場合とする。</p>		○	○		<p>理(美)容師は法第6条の2(法第7条)ただし書きの規定により理(美)容所以外の場所においてその行を行うときは、府条例により、「法施行規則に定める消毒を行うために必要な薬品を、常に携帯しなければならない」として規定しており、適切な消毒が行われるよう担保している。</p> <p>適切な衛生の確保については、理・美容師資格制度の社会的信頼に期待するものであり、衛生措置を講じない場合は、業務停止あるいは免許手取り消し等の行政処分が法に明記されていることから、原則的には理(美)容師としての責任で行われるべきものであると考える。</p> <p>一方、本府では、平成29年度及び30年度に社会福祉施設等を対象として、出張理美容に関する実態把握調査を実施するとともに、平成30年度に出張理美容を行っている者に対し講習会を実施し、出張理美容に関する指導等を行った。</p> <p>また、ホームページより、出張理美容をおこなう者に対し、出張理美容の実施が可能な範囲や、出張理美容において講ずべき措置等について周知している。併せて、出張理美容を依頼しようとする者(社会福祉施設等)に対し、実施の際には理容師・美容師の資格の有無、器具の適切な消毒等を確認することを推奨している。</p> <p>なお、出張理美容は、それぞれの理美容師が様々な出張先において不定期(月に1回又は2回程度)に実施しているため、届出・承認制度の有無や、理美容所の開設者であるかどうかにかかわらず、立会による衛生状況の確認や指導を行うことは困難であるとする。</p>	
兵庫県		<p>【条例第2条】政令第4条第3号の規定による美容所以外の場所で業を行うことができる場合</p> <p>(1)社会福祉施設等からの求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(2)前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると知事が認める場合</p> <p>【規則第4条】条例第2条第2号に規定する知事が認める場合</p> <p>(1)災害時の衛生確保のために美容の行為を必要とする被災者に対して美容を行う場合</p> <p>(2)美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合</p> <p>(3)演芸に付随して美容の行為を必要とする者に対して美容を行う場合</p> <p>(4)前3号に掲げる場合のほか、美容所以外において美容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合</p>		○	○		・届出等、積極的な確認は行っていない。今後、HP等で講ずべき衛生措置等について周知の徹底をはかる。	

奈良県		○	・理容所又は美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容又は美容を行う場合 ・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・これらのほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして知事が定める場合 ・規定を添付する。	○	・理容出張営業届に診断書(施行規則第19条の1の6に規定)を添えて、業務地を管轄する保健所長に提出する。 ・美容出張営業届に診断書(施行規則第19条の1の6に規定)を添えて、業務地を管轄する保健所長に提出する。 ・規定を添付する。	—
和歌山県		○	・社会福祉施設入所者 ・興行場における出演者 ・避難所の被災者 ・移動手段確保困難者 ・刑務所等収用者	○	・県内の理容所・美容所に所属している理・美容師は、所属している理容所・美容所を管轄する保健所長に届出 ・県内の理容所・美容所に所属していない理・美容師(県内に住所を有する者に限る。)は、居住地を管轄する保健所長に届出 ・県内の理容所・美容所に所属していない理・美容師(県外に住所を有する者に限る。)又は県外の理容所・美容所に所属している理・美容師は、出張理容・出張美容を行う業務地を管轄する保健所長に届出	届出に際しての、①結核・皮膚疾患の有無に関する医師の診断書(発行後3か月以内のもの)を提出、②器具類及び器具類の洗浄・消毒を行うことができる設備等携行品を確認できる写真等(持参によることも可)の確認。
鳥取県		○	・県内の理容所又は美容所(以下事業所)に所属する理容師又は美容師が当該事業所の業務として行う場合(事業所として届け出た場合)で、出張して業を行う必要がある場合(具体的制限なし) ・事業所の業務として行う場合以外の場合(個人として届け出た場合)は、施行令第4条第1号及び第2号の場合のみ	○	・出張理容届出書又は出張美容届出書を県に提出する。	・提出された届出書に基づき実施者を把握し、理美容師免許、伝染性疾患の有無、使用する器具等を確認する。
島根県		○	・理容所又は美容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う場合 ・社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合 ・災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合 ・その他、知事が特別の事情があると認めた場合	○	・「出張理容・出張美容開始届」を、理容所若しくは美容所の所在地又は出張業務を行う場所を管轄する保健所長に提出する。 ・「理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領」を添付する。	・「出張理容・出張美容開始届」提出時に、実施者の名称、営業区域、衛生確保状況等を把握し、必要に応じて指導等を行う。 ・出張理容又は出張美容を行った場合には、毎年の実績について「出張理容・出張美容実績報告書」を提出させている。
岡山県		○	一 留置施設、拘置所、刑務所等に収容されている者に対して出張して理(美)容を行う場合 二 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して理(美)容を行う場合 三 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第四条第一項第一号の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して出張して理(美)容を行う場合 四 その他知事が特別の理由があると認めた場合	○	問1-2で回答した一、二及び「疾病その他の理由(骨折した者や認知症の者を含む。))により、理(美)容所に来ることができない者に対して、出張理(美)容を行う場合」については、あらかじめ保健所長に届出が必要としている。(指導要領) 四については、あらかじめ県規則で定める事項を記載した申請書により知事の承認を受けることとしている。(条例) なお、三及び「婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に出張理(美)容を行う場合」については、承認・届出は不要。(条例、指導要領)	出張する理(美)容師が理(美)容所に所属していない場合は、出張業務を開始する旨の届出の書類に、「結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書」及び「理(美)容師免許証(写し)又は理(美)容師免許証明書(写し)」を添付することとしている。その他には、「出張する理(美)容師の理(美)容所への所属の有無」による区別は行っていない。 衛生状態の確保については、「利用者から相談があったときその他必要があると認めた場合」には、出張業務を行う場所に利用者等の同意のもと立入調査を行う等、当該指導要領に定めた衛生管理基準の措置状況を確認することとしている。これは、承認・届出の要・不要にかかわらず、出張理(美)容業務に係る指導として、実施されるものである。
広島県		○	・社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容を行う場合 ・少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に対して理容を行う場合 ・興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第四条第一項第一号に規定する避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者に対して理容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める場合	○		・広島県ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を行い、問合せや理美容所の立入時などに衛生の確保について指導している。
山口県		○	理容所、美容所のない交通至難の島その他の地へ出張して美容の業を行う場合	○	—	H19.10.4健衛発第1004001号厚生労働省生活衛生課長通知の考え方に基づき、理容所又は美容所以外の場所で業を行う場合については、衛生上必要な措置を理容所又は美容所において行うよう指導している。 また、出張する場合の作業先環境、携行品については、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領により衛生的配慮をするよう、営業者にに対し、周知、徹底している。
徳島県		○	・理容所又は美容所のない山間、へき地等に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設その他の施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸等を行う者に対して、その演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○	・開設届、出張理容・美容開始届を管轄する保健所長に提出する。 ・規定を添付する。	・提出された開設届、出張理容・美容開始届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
香川県		○	(1) 理容所又は美容所のない地域に居住する者に対して、その地域において理容又は美容を行う場合 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設の入所者に対して、その施設において理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の事情があるものとして承認した場合 条例を添付する。	○	・出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 規定を添付する。	・提出された出張業務届出書に基づき、届出者の名称、実施場所、消毒設備、従業員等の状況を確認している。
愛媛県		○	・災害のあった場合に避難所等において美容を行うとき。 ・社会福祉施設その他これに類する施設内において、入所している者に対して美容を行う場合 ・育児又は介護により、美容所に来ることが著しく困難である者に対して美容を行う場合 ・規定を添付する。(愛媛県理容師法施行条例、愛媛県美容師法施行条例)	○	・理容師・美容師出張業務届出書を、住所又は愛媛県の区域外に住所を有する者にあつては当該出張業務を行おうとする主たる場所を管轄する保健所長に届け出なければならない。 ・規定を添付する。(愛媛県理容師及び美容師の出張業務指導要領)	・理容師・美容師出張業務届出書に基づき、実施者の氏名、営業区域、器具の消毒方法等を把握し、必要に応じ立ち入り調査を行う。
高知県		○	・被疑者等、社会福祉事業の施設入所者、理美容所のない地域の居住者に対して、理容(美容)を行う場合 (規定については、別添のとおり)	○	・出張理容(美容)承認申請 ・出張理容(美容)届出 (規定については、別添のとおり)	・申請、届出時に口頭で衛生措置について確認 ・作業時の現地確認
福岡県		○	○福岡県理容師法・美容師法施行条例 (理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合) 第四条 理容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次の場合とする。 一 児童養護施設、老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 二 演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 三 その他知事が特別の事情があるものとして承認した場合  (美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合) 第七条 第四条の規定は、美容師法施行令第四条第三号に規定する条例で定める場合について準用する。この場合において、同条中「理容師法施行令第四条第三号」とあるのは「美容師法施行令第四条第三号」と読み替えるものとする。	○	○理容師法施行細則 (出張業務の承認の申請等) 第七条 条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。 2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書(様式第十三号)を交付するものとする。  ○美容師法施行細則 (出張業務の承認の申請等) 第七条 条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書(様式第十二号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。 2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書(様式第十三号)を交付するものとする。	・実施者からの相談等があった際に、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領を遵守するよう指導等を行っている。 ・特に、成人式、大学等の卒業式の際に行われる出張美容については、事業者アンケートや現地立入を実施し、指導等を行っている。
佐賀県		○		○		・理容所又は美容所に所属していない理容師又は美容師が出張業務届出を提出する場合は、結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書、理容師・美容師免許証(写し)、出張業務管理施設設置届を提出し、保健所長から携行する器具類等の確認を受ける。ただし、医師の診断書は、1年以上継続して出張業務を行う場合は、初回の届出のみとする。 ・必要があると認められるときは、利用者等同意のもとに作業場で衛生措置の状況を確認することとしている。

長崎県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する施設をいう。)その他これに類する施設に出張して業を行う場合</li> <li>・公演等において、その出演者に対して出演直前に業を行う場合</li> <li>・前2号に定めるもののほか、当該理容所以外の場所を管轄する保健所長(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定により保健所を設置する市の区域内にあつては、知事)が特別の事情があるものとして承認した場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理(美)容出張業務届出書を管轄する保健所長に届出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出された理(美)容出張業務届出書に基づき、出張業務先、器具等の消毒方法、出張業務の基地となる営業所等の状況を把握し、必要に応じ立入、指導等を行う。</li> </ul>
熊本県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>(熊本県理・美容師法施行条例第4条第1項)</li> <li>・社会福祉施設又は介護老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合</li> <li>・演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合</li> <li>・前2号に定めるもののほか、特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして知事が承認した場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>(熊本県理・美容師法施行条例第4条第2項)</li> <li>・理・美容師法及び熊本県理・美容師法施行条例に該当しない場合は、申請書を知事に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(熊本県出張理容・美容業務事務処理要領第5条)</li> <li>・携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設を設けることとしており、保健所長に管理施設設置届出書を届け出ることとしている。</li> </ul>
大分県	○		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>要領により、出張業務を行うものは管轄する保健所長に届け出ることを規定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された出張業務管理施設設置届に基づき、実施者の名称、営業区域、携行する器具及び衛生管理方法の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。</li> </ul>
宮崎県	○	<p>宮崎県理(美)容師法施行条例 第2条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理(美)容所がない山間へき地において、その居住者に対して理容を行う場合 (2) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容を行う場合 (3) 公演等において、その出演者に対して出演直前に理(美)容を行う場合</p> <p>【参考】宮崎県法規集 <a href="https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html">https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html</a> 宮崎県理容師・美容師出張業務取扱要領 第2 対象の範囲</p> <p>(2) 理(美)容師法施行条例第2条で規定する「社会福祉施設その他の入所施設の入所者」とは、次の者をいう。</p> <p>① 生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理(美)容所に来ることができない者。(事前に当該施設の長又は管理者に承諾を得ること。)</p> <p>② 刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。</p> <p>【参考】別添要領</p>	○	<p>宮崎県理(美)容師法施行細則</p> <p>第8条 法第6条の2ただし書の規定により理(美)容所以外の場所において業を行おうとする者は、あらかじめ、出張して業務を行う場所を管轄する保健所の長に理(美)容出張業務届出書(別記様式第10号)を提出しなければならない。</p> <p>【参考】宮崎県法規集 <a href="https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html">https://www3.e-reikin.jp/miyazaki-ken/d1w_reiki/reiki.html</a></p>	<p>宮崎県理容師・美容師出張業務取扱要領</p> <p>第3 出張業務の届出</p> <p>(3) 出張業務届書を提出する場合、理(美)容所に所属していない理(美)容師にあつては、携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設を設け、その構造設備を明らかにした管理施設設置届(中略)を添付するとともに、携行する器具等を提示しなければならない。</p> <p>→設置届が新たに提出された場合、保健所の担当者が現地確認を行っております。出張業務届の期間は1年以内ですが、翌年以降も継続される場合は、保管場所に変更がない限り必要に応じて確認しています。</p>
鹿児島県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官署、刑務所又は拘留所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合(1号)</li> <li>・社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合(2号)</li> <li>・興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理容又は美容を行う場合(3号)</li> <li>・理容所又は美容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容又は美容を行う場合(4号)</li> <li>・前各号に掲げる場合のほか、理容又は美容を行おうとする場所を管轄する保健所長がやむを得ない事情があると認める場合(5号)</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容届又は出張美容届を管轄する保健所長に提出する。(政令第4条第1号、条例第4条第2号、第4号の場合に限る。)</li> <li>・条例第4条第5号の規定により承認を受けようとする者は、業務承認申請書を保健所長に提出する。</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容届又は出張美容届の内容に基づき、出張理容又は出張美容で使用する消毒設備等の検査を行う。</li> </ul>
沖縄県	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合</li> <li>・特別の事情により知事が承認した場合</li> <li>○規程を添付する。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ理容師美容師出張届書を管轄する保健所長に提出する。</li> <li>○規程を添付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定している。</li> </ul>
札幌市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通条件に恵まれず、かつ理美容所がない地域に居住する者に対して、その居住地において理美容を行う場合</li> <li>・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等の直前に理美容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「札幌市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(<a href="http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/eigy_o/kakunin3/ribi/oshirase/shucchouribi_youryou.html">http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/eigy_o/kakunin3/ribi/oshirase/shucchouribi_youryou.html</a>)</li> <li>札幌市内において出張理容・出張美容を行おうとする者は、出張理容・出張美容業務届出書により、あらかじめ保健所長に届け出なければならない。ただし、札幌市内の理容所に従事している理容師又は美容所に従事している美容師にあつてはこの限りでない。</li> <li>届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張理容・出張美容業務届出済証を交付するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の届出時に、実施者の名称、出張業務を行う理由、携行品の内容及び数量、器具類の消毒方法等を確認し、必要に応じて指導を行う。また、3年毎の更新制度としており、定期的に指導を行う。</li> </ul>
仙台市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・警察署、拘留所等に留置され、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理・美容師出張営業届を、管轄する保健所支所長に提出する。規定を添付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された理・美容師出張営業届に基づき、届出者の名称、出張営業先等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。</li> </ul>
さいたま市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第1号に規定する被収容者又は同条第2号に規定する被留置者に対して理(美)容を行う場合</li> <li>・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理(美)容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設等の入所者であつて、理(美)容所に来ることができない者に対して理(美)容を行う場合</li> <li>・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理(美)容師は、出張理(美)容を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、政令第4条第2号又はこの条例第4条第2号に掲げる場合は、この限りでない。</li> <li>・前項の規定による届出をした理(美)容師は、その届出に係る事項を変更したとき又は出張理(美)容を廃業したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理(美)容届に基づき、実施者の氏名、免許情報、出張を行う場所等を把握している。</li> <li>・届出の添付書類として「出張業務衛生管理等の概要」を提出させて消毒等の方法を確保するとともに、使用する専用の洗浄・消毒設備等(洗浄及び消毒用シンク、消毒機器、消毒薬等)の写真を提出させ、衛生の確保状況を確認している。</li> <li>・出張毎に出張先や作業状況を記録した「実施報告兼確認書」の写しを添付した「出張理・美容実績報告書」を、実施した翌年度に報告するよう求めており、年度内の実施状況を確認している。</li> </ul>
千葉市	○	<p>[千葉市理容師法施行条例] [千葉市美容師法施行条例] 第4条第1号～第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・停泊中の船舶の乗船者であつて上陸できないものに対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容及び美容を行う場合</li> <li>・演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対してその演芸等の直前に理容又は美容を行う場合</li> <li>・その他市長が特に必要と認める場合</li> </ul>	○	<p>[千葉市出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱] 第4条第1号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張業務を行おうとする者は、あらかじめ、出張理容・出張美容業務届(様式第1号)に出張業務を行う理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付して、保健所長に届け出なければならない。</li> <li>ただし、理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理・美容師を含む。)が出張業務を行おうとする場合を除く。</li> </ul>	<p>[千葉市出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱] 第4条第1号、第6条第1号～第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された出張理容・出張美容業務届(様式第1号)に基づき、営業者の住所・連絡先・氏名、使用する器具等の数・保管方法・消毒方法、出張先、出張業務を行う理・美容師を把握する。</li> <li>・理・美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無について、医師の診断書に基づき確認する。</li> <li>・必要に応じ、出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ち入らせ、衛生措置の状況を確認し、理・美容師の衛生措置が不十分であると認めるときは、適切な衛生措置を講ずるよう指導する。</li> </ul>
横浜市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であつて、理(美)容所に来ることができないもの又は理(美)容所に来ることが著しく困難なものに対して当該施設において業務を行う場合</li> <li>・興行場等において、演芸等を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合</li> <li>・その他市長が特に必要と認める場合</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問1-2回答中の「その他市長が特に必要と認める場合」に限り、理(美)容師が、理(美)容所以外の場所で業務を行おうとするときは、理(美)容師出張業務承認申請書を保健所長に提出する。</li> <li>・本市細則を添付する。</li> <li>※本市条例第4条第3号について、具体的な規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施者の衛生の確保状況に関しての確認はしていませんが、ホームページ、チラシにより、理容師法及び美容師法に基づく衛生措置を行うよう呼びかけています。</li> </ul>

川崎市		○	<p>川崎市理容師法施行条例 第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、理容所を利用できない入所者、理容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他市長が特に必要と認める場合</p> <p>川崎市美容師法施行条例 第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、美容所を利用できない入所者、美容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) その他市長が特に必要と認める場合</p>	○	<p>川崎市理容師法施行細則 第5条 条例第4条第4号の規定により、理容師が理容所以外の場所において業務を行おうとするときは、出張業務承認申請書(第7号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定による申請を承認したときは出張業務承認通知書(第8号様式)により、承認しないときは出張業務不承認通知書(第9号様式)により申請者に通知する。</p> <p>川崎市美容師法施行細則 第5条 条例第4条第4号の規定により、美容師が美容所以外の場所において業務を行おうとするときは、出張業務承認申請書(第7号様式)を保健所長に提出しなければならない。 2 保健所長は、前項の規定による申請を承認したときは出張業務承認通知書(第8号様式)により、承認しないときは出張業務不承認通知書(第9号様式)により申請者に通知する。</p> <p>川崎市例規集 http://www.reiki.city.kawasaki.jp/kawasaki/d1w_reiki/reiki.html</p> <p>※川崎市理容師法施行条例第4条第4号、川崎市美容師法施行条例第4条第4号に規定する場合を除き、届出、承認を規定していない。</p>	市ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や留意事項、相談窓口等の周知を図っている。
相模原市		○	<p>(1) 特別養護老人ホーム、児童養護施設等の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行う施設をいう。)において、当該施設を利用する者のうち、理(美)容所に来ることができないものに対して理(美)容を行う場合 (2) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に理(美)容を行う場合 (3) その他市長が特に必要と認める場合</p>	○		・出張理容・出張美容の相談があった際には、消毒方法等の衛生管理について指導しています。
新潟市		○	<p>・停泊中の船舶の乗組員で上陸することができない者に対して美容を行う場合 ・警察署、拘留所その他の行政機関の求めにより、当該行政機関に収容され、又は留置されている者に対して美容を行う場合 ・演芸、興行その他これらに類するものの開催場所において美容を必要とするその出演者に対して美容を行う場合 ・社会福祉施設の求めにより当該社会福祉施設の入所者に対して美容を行う場合 ・前各号に掲げるもののほか、特別な事情により市長がやむを得ないと認める場合 ・規定を添付する(新潟市美容師法施行条例第6条、新潟市理容師法施行条例第6条)。</p>	○	<p>・美容師は、出張業務を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 ・理容師は、出張業務を行う場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 ・規定を添付する(新潟市美容師法施行条例第5条の2、新潟市理容師法施行条例第5条の2)</p>	・提出された理容師美容師出張業務届出書に基づき、実施者の氏名、営業区域等を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
静岡市		○	<p>(1)社会福祉施設その他これに類する施設において、当該施設に居住している者に対して業務を行う場合 (2)理(美)容所がないへき地において、当該地域に居住している者に対して業務を行う場合 (3)演劇に出演する者等に対してその出演等の直前に業務を行う場合 (4)港湾に停泊中の船舶において、当該船舶の乗組員に対して業務を行う場合 (5)少年院、刑務所及び拘留所に収容されている者に対して業務を行う場合 (6)震災等の被災者に対し、避難所において業務を行う場合</p>	○		届出等をしていないため、確認はしておりません。相談があれば、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱」の通り、衛生管理するよう指導しています。
浜松市		○	<p>・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設に入所している者に対して、当該施設の管理者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・理容所又は美容所がないへき地に住んでいる者の求めに応じて理容又は美容を行う場合 ・災害その他の特別な理由により、市長が必要があると認める場合</p>	○	—	・確認方法は定めておりませんが、実施者等からの問い合わせがあった際は、衛生管理要領に沿って適切に実施されているかを確認します。
名古屋市		○	<p>・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして承認した場合</p>	○		・出張業務を行う理容師又は美容師は、衛生確保の観点から理容所又は美容所に所属していることが望ましい旨の指導をしている。また、理容所又は美容所を開設することなく出張理容を行っていると考えられる団体等に対し、出張業務の実態調査を実施しているところである。
京都市		○	<p>・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を行う施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合 ・演劇、舞踊その他の興行を行う者に対して、当該興行が行われる直前に理(美)容を行う場合 ・災害により避難している者に対して理(美)容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合</p>	○		
大阪市		○	<p>(理容師法) 条例第3条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容を行う場合とする。 (美容師法) 条例第3条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して美容を行う場合とする</p>	○		事業者から相談等を受けた際は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について(平成19年10月4日付け健発第1004002号)」に基づき、衛生管理について指導を行うとともに、本市HPを通じて、出張理容・出張美容を行う者が講ずべき衛生措置等について周知・啓発を図っている。
堺市		○	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合</p>	○	—	毎年講習会を行い、衛生管理等について啓発している。(講習会の案内を全国在宅理容協会に送付)
神戸市		○	<p>(1) 社会福祉施設等からの求めに応じて理(美)容を行う場合 (2) 災害時に避難所に避難している者その他の災害時の衛生確保のために美容を受ける必要がある被災者に対して理(美)容を行う場合 (3) 山間地、離島その他のへき地であって理(美)容所がない地域に居住する者に対して、その居住地域において理(美)容を行う場合 (4) 演芸に出演する者に対してその出演の直前に理(美)容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特別な事情があると認める場合</p>	○		市内で出張理容美容を実施する旨の相談があった際には、衛生管理要領等に関する情報提供等衛生指導を行っているが、相談がなければその衛生の確保状況については把握する方法がないのが現状です。
岡山市		○	<p>(1) 疾病その他の理由により、理容所または美容所に来ることができない者に対して出張理容又は出張美容を行う場合 (2) 留置施設、拘留所、刑務所等に収容されている者に対して出張理容又は出張美容を行う場合 (3) 社会福祉施設等に入所している者等に対して出張理容又は出張美容を行う場合</p> <p>「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を添付する。</p>	○	<p>・理容師美容師出張業務開始届を保健所長に届出する。 ・「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を添付する。</p>	届出時、出張業務を行う従事者に対して次のことを確認している。 ・理容師免許証・美容師免許証 ・結核・感染性の皮膚疾患・その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 ・かみそり・血液付着及びその他の器具の消毒方法 ・携行品(器具類ならびにこれらを衛生的かつ安全に収納できるもの、使用済み器具類を安全に収納できるもの、タオル等ならびにこれらを衛生的に収納できるもの、救急処置に必要な薬品及び衛生材料、手洗いに必要な石鹸、消毒液等) また、出張先が追加等により変更が伴う場合は、その都度届出の提出を求めている。 届出者(従事者)に対して、「理容所・美容所における衛生管理について」のチラシ(本市作成)、「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」を配布し、届出時に指導を行っている。



広島市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合</li> <li>・刑務所、拘留所、少年院等の施設に収容されている者に対して美容を行う場合</li> <li>・興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場において出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合</li> <li>・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して美容を行う場合</li> <li>・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合</li> <li>・その他、市長においてやむを得ない理由があると認める場合</li> </ul>	○		出張美容における衛生指導については、ホームページや理美容所開設者への説明資料のほか、理美容所の監視時に周知をおこなっているが、実際の実施状況は不明で、衛生の確保状況は確認できていない。
北九州市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設、老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合</li> <li>・演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合</li> <li>・その他市長が特別の事情があると認めて承認した場合</li> <li>・「北九州市理容師法(美容師法)施行条例」→例規集トップページ: <a href="https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html</a></li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張美容(美容)を行おうとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないこととしている。</li> <li>・「北九州市理容師法(美容師法)施行条例」及び「北九州市理容師法(美容師法)及び北九州市理容師法(美容師法)施行条例の施行に関する規則」→例規集トップページ: <a href="https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/kitakyushu/reiki.html</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出時に、出張美容を行う際の衛生管理について、窓口にて指導を行う。</li> <li>・届出者(特に理容所・美容所に所属していない者)を対象とした、衛生管理講習会を実施している。</li> </ul>
福岡市	○		○		実施者に対して直接の確認は行っていないが、出張美容・出張美容の利用が見込まれる施設(社会福祉施設・医療機関など)への立入調査を不定期に行い、施設管理者等へ出張美容・出張美容に関する注意事項を周知・啓発している。
熊本市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設又は老人保健施設において当該施設に入所している者に対して業を行う場合</li> <li>・演芸等を行うものに対して出演等の直前に業を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、期間、場所及び理由を記載した申請書を提出する。</li> </ul>	理容所又は美容所に所属しない理容師又は美容師が出張美容・美容を行おうとする場合は、携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し消毒等を行うための専用の管理施設を設け、管理施設設置届出書により届け出るよう規定している。届出がなされた場合は調査を行い、衛生上必要な措置が講じられていると認められる場合は管理施設検査確認証を発行している。
函館市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通条件に恵まれず、かつ、理(美)容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理(美)容を行う場合</li> <li>・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等の直前に理(美)容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理(美)容を行う場合</li> </ul>	○		
旭川市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通条件に恵まれない山間部その他の地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合</li> <li>・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張美容・出張美容業務届出書の提出。(旭川市出張美容・出張美容に関する衛生管理要領を添付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張美容・出張美容業務届出書に携行品の内容及び数量並びに器具類、消毒方法について記載させるとともに、以下の書類を添付させる。</li> <li>・施術者の理容師免許証又は美容師免許証の写し</li> <li>・施術者の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書</li> <li>・携行品及び消毒設備の写真</li> </ul>
青森市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森市理容業及び美容業出張業務事務取扱要領により、理容・美容の出張業務届出書を保健所長に提出する。要領を添付する。</li> </ul>	提出された理容・美容の出張業務届出書に基づき、出張業務者、出張場所等を把握し、必要に応じ指導等を行う。
八戸市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容・美容の出張業務届出書を保健所長に提出する。規定を添付する。</li> </ul>	出張美容を行う従事者に対し、必要に応じ指導等を行う。
盛岡市	○		○		出張美容・出張美容営業者調査書の提出をお願いし、営業者名称、出張営業の理由、携行品の種類及び数量、器具の消毒設備、器具の保管設備、従事者の状況等を確認している。
秋田市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市において出張して理・美容を行う場合の衛生等指導要領に基づき、出張美容を行う者とする理容師および美容師すべてに事前に講習を受けてもらうこととしている。また、理容所および美容所に届出されているかどうか、台帳の確認を行う。台帳に記載がない場合は、変更届を提出するよう求め、確認している。</li> <li>・無店舗の場合は、講習のほか、免許証、医師の診断書(結核、皮膚疾患)、運搬する器具、消毒薬を確認している。</li> </ul>
郡山市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理美容を行う場合</li> <li>・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理美容を行う場合</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張美容届を保健所長に提出する。</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	出張美容届に基づき、実施者、出張先、主な器具及び消毒設備を把握し、衛生上の措置が不十分と認めるときは指導を行う。
いわき市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容又は美容を行う場合</li> <li>・停泊中の船舶において、当該船舶の船員であって上陸することができないものの求めにより理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理(美)容師出張理(美)容届により保健所長に届け出る。規定を添付する。</li> </ul>	提出された理(美)容師出張理(美)容届に基づき、実施者の氏名、実施場所、消毒方法等の状況を把握し、指導等を行う。
福島市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定めるところにより、出張美容届をあらかじめ市長に届け出なければならない。</li> <li>・※福島市美容師法施行条例、及び福島市理容師法施行条例を添付する。</li> </ul>	出張美容届の提出時に、実際に使用する器具及び消毒機材を持参してもらい、窓口にて確認を行う。
宇都宮市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等からの要請によりその入所者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・その他、市長が特別の事情があるものとして承認した場合</li> <li>・規定を添付する</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師美容師出張業務届出書を保健所長に提出する。</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	提出された理容師美容師出張業務届出書に基づき、理美容師名、免許証、営業区域、営業理由、消毒設備等設備の状況、指定する伝染性疾患の有無を把握し、指導等を行う。
前橋市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として経営される施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合</li> <li>・その他市長がやむを得ない事情があると認める場合</li> <li>・加えて、出張理(美)容を行う際、衛生上必要な措置として、使用する器具、タオル等を専用に消毒する機械器具又は設備を有し、かつ理(美)容により生ずるおそれのある外傷の応急の処置に必要な薬品及び用品を携帯すること。</li> <li>・前橋市理容師法等施行条例 <a href="https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html">https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html</a></li> <li>・前橋市美容師法等施行条例 <a href="https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001318.html">https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001318.html</a></li> <li>・前橋市美容師法等施行条例 <a href="https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001323.html">https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001323.html</a></li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理(美)容を行おうとする理(美)容師は、保健所長に理(美)容師出張業務届を提出する。</li> <li>・前橋市理容師法施行細則 <a href="https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html">https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001180.html</a></li> <li>・前橋市美容師法施行細則 <a href="https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001192.html">https://www1.g-reiki.net/maebashi/reiki_honbun/e202RG00001192.html</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規で届出を行う者に対して、器具類の消毒設備や外傷の応急処置に必要な薬品等を携帯していることを確認している。</li> </ul>
高崎市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業として経営される施設その他これに類する施設に入所している者に対して当該施設において理容・美容を行う場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第7条ただし書きの規定により理容所・美容所以外の場所において美容の業を行おうとする者は、理容師・美容師出張業務届により市長に届け出なければならない。</li> </ul>	提出された理容師美容師出張業務届に基づき、出張業務をする者の住所氏名、業務を行う場所出張業務をする理由、伝染性疾患の有無等の状況を把握する。
川越市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二条第一号に規定する被収容者又は同条第二号に規定する被留置者に対して美容を行う場合</li> <li>・演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して美容を行う場合</li> <li>・前三号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合(現在なし。)</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ出張美容美容業務届を保健所長に届け出なければならない。規定を添付する。</li> </ul>	提出された出張美容美容業務届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ指導等を行う。
越谷市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑務所に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合</li> <li>・演劇、演芸等に出演するものに対してその出演の直前に理容・美容を行う場合</li> <li>・その他、市長が特に必要と認める場合</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張美容・美容業務届出書を管轄する保健所長に提出する。規定を添付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>越谷市内において理容師法第11条の2に基づく確認を受けた理容所に従事していない理容師又は美容師法第12条に基づく確認を受けた美容所に従事していない美容師については、当該届出に際し、次に掲げる書類等を添付しなければならないと規定している。</li> <li>(1) 理容師免許証の写し、又は美容師免許証の写し</li> <li>(2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書</li> <li>(3) 携行品及び消毒設備等が確認できるもの</li> <li>さらに、越谷市理容師法施行条例第7条および越谷市美容師法施行条例第7条に規定する出張美容・美容を行う場合における衛生上必要な措置に関する知識を修得するための講習を受けなければならないと規定している。</li> <li>規定を添付する。</li> </ul>

川口市	○	(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第2号の被留置者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 ・規定を添付する。	○	・一部の出張理容又は美容を行うにあたっては、出張理容又は美容届を市長に提出する。規定を添付する。	・提出された出張理美容届に基づき、器具等の消毒方法や保管方法を確認し、必要に応じ指導を行う。
船橋市	○	船橋市理容師法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例第四条  (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。)に出演する者に対して、その演芸等の直前に理容を行う場合  (美容師法についても同様の市条例があり、その第四条にて同様に規定されている。)	○	船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱  第4条 出張業務を行うことができる者は、理容師又は美容師(以下「理・美容師」という。)であって、次の各号に該当する者とする。 ① 船橋市内において理容師法第11条の2の規定による確認を受けた理容所又は美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所(以下「理・美容所」という。)の従業者であって、当該理・美容所の洗浄、消毒設備を利用できる者 ② 出張業務に必要な器具類の洗浄、消毒設備を有する者  第6条 第4条第2号に規定する者が市内において出張業務を行おうとする場合は、出張業務届(様式第1号)に結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行1か月以内のもの)を添付し、出張業務を行う際の携行品及び消毒用品を提示し、あらかじめ船橋市保健所長(以下「保健所長」という。)に届けなければならない。	出張業務届(様式第1号)に理・美容師免許証原本、結核、感染性の皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書を添付し、出張業務届に記載された内容通りに携行品、及び消毒用品があるかどうかを窓口に持参してもらい、確認する。 その他、必要があると認めるときは、出張業務を行う理・美容師に対し、当該業務に関して必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに出張業務の場所等に環境衛生監視員を立ちらせ、その衛生措置の状況を確認する。
柏市	○	(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して理容又は美容を行う場合 (2) 演芸等(演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。)に出演する者に対してその演芸等の直前に理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるものほか、市長が特に必要と認める場合	○	-	-
八王子市	○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合 ・規定を添付する。	○		本市HPにより、講ずべき衛生管理について理美容師への周知徹底を図っており、確認までは行っていない。
横須賀市	○	・養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、その入所者に対し業務を行う場合 ・港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 ・興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理容・出張美容の状況の把握はしていない。ホームページ等で講ずべき衛生措置等を周知している。
富山市	○	・興行場において、演芸を行う場合 ・社会福祉施設に入所している場合 ・特別に事情があるものとして、あらかじめ承認する場合	○	・「理容所・美容所以外の場所における業の承認申請書」及び、出張先の施設管理者からの「理(美)美容師の出張業務に関する要請書」を併せて富山市保健所長に提出する。	・申請時に窓口に携行品を持ってきてもらい(はさみ、くし、消毒薬、消毒器具、タオル等)確認している。 ・消毒場所所在地を記載しているので、必要に応じ立会、指導等を行う
金沢市	○	・留置施設に留置されている者に対して、理容又は美容を行う場合 ・第1種社会福祉事業に係る施設の入所者に対して理容又は美容を行う場合 ・演芸を業とする者に対して理容又は美容を行う場合 ・山間へき地に居住する者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他市長が特に必要と認める場合	○	・出張理容業務届又は出張美容業務届を金沢市保健所長に提出する。 ・有効期間は所属の理容師又は美容師は3年とし、無所属の者は1年とする。 ・無所属の理容師又は美容師は、初回の届出時に理容師又は美容師免許証の写し及び医師の診断書を添付書類として提出する。 <a href="https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23820/kankyousyucchou_ribi.html">https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23820/kankyousyucchou_ribi.html</a>	出張理容業務届又は出張美容業務届の提出時に、消毒器具など携行品の持参を求め、窓口で担当者が確認する。
長野市	○	・社会福祉施設等に出張して入所者に対して出張業務を行う場合 ・演芸等の出演者に対して出演の直前に出張業務を行う場合 ・市長が特別な理由があるものとして承認した場合 ・条例、規則を添付する。(理容師法施行条例第4条、美容師法施行条例第4条)	○	・理容師美容師出張営業承認申請書を管轄する保健所長に提出する。 規定を添付する。(理容師法施行細則第6条、美容師法施行細則第6条)	・提出された理容師美容師出張営業承認申請書に基づき、実施者の名称、免許証、携行品、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立ち合い、指導等を行う。
岐阜市	○	・社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして認める場合	○	市内で出張理美容を行おうとする理美容師は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届けなければならない。	・提出された出張理美容届書に基づき、実施者の業務を行う拠点に立入し、消毒設備等の衛生確保状況を確認する。
豊橋市	○	・港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他保健所長が特別な事情があると認めた場合	○	-	当市では、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知)のとおり、理容所又は美容所の開設者が出張理容・美容の実施主体としてふさわしいと考え、そのように指導を行っていますが、その実施者の衛生確保の確認は行っていません。出張理容・美容において講ずべき措置等については、ホームページにて周知を行っています。
岡崎市	○	・社会福祉施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・市長が特別な事情があるものとして承認した場合	○		
豊田市	○		○		出張理容・出張美容の実施主体は理容所又は美容所の開設者に限定している
大津市	○	・社会福祉施設に入所している者及び警察署等に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合 ・災害の際に避難所において被災者に対して理容又は美容を行う場合 ・興行場等において出演者に対して理容又は美容を行う場合 ・その他、やむを得ない事情があるものとして市長が認める場合	○		特に確認していませんが、ホームページ等で出張理美容業を行おうとしている者に対しては、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を遵守し、当該事業を衛生的に行うよう啓発している。
豊中市	○	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して美容を行う場合 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合	○		確認していない。
高槻市	○	・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○		実施に関する相談があった場合には衛生管理に関する案内を実施している。
枚方市	○		○		保健所へ相談・問合せがあった際に厚生労働省衛生管理要領を踏まえ、消毒薬の携行等、適切な衛生管理の実施について指導等を行う。
東大阪市	○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号から第4号までに掲げる事業の用に供する施設その他これに類する施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合	○		・出張理(美)容の届出を規定していないため、積極的に衛生の確保状況の把握は行っていないが、行政に寄せられる出張理(美)容に関するご相談の内容に応じて、指導等を行っている。
八尾市	○	条例にて規定 ・社会福祉法第2条第2項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合	○		確認していない

姫路市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等からの求めに応じて理容又は美容を行う場合</li> <li>・災害時における衛生確保のために理容又は美容の行為を必要とする被災者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・理容所又は美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合</li> <li>・演芸に付随して理容又は美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があると市長が認める場合</li> </ul>	○	<p>姫路市理容・美容出張業務取扱要綱において次のように規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張業務届出書(記載内容:拠点となる理容所又は美容所の所在地及び名称、出張業務を行う理容師又は美容師の住所及び氏名、免許番号及び免許取得日)を年に1回市長あてに提出すること。</li> <li>・毎年度終了後に出張実績報告書を提出すること。</li> </ul> <p>https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/content/0000007/7632/201672610312.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された出張業務届出書に基づき、実施者の名称、出張先の状況及び出張理容美容を行う者の理美容師免許を確認し、必要に応じ指導等を行う。</li> </ul>
尼崎市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業に係る施設の長等の依頼に応じて当該施設において当該施設に入所している者等に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・災害が発生した地域における衛生の確保のために被災者又はこれを支援する者に対して理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○		
西宮市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設その他入所を伴う施設で、入所者が理容所又は美容所に通うことに支障があると認められる施設をいう。)等からの求めに応じて理容又は美容を行う場合</li> <li>・災害時の衛生確保のために理容又は美容の行為を必要とする被災者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・理容所又は美容所がない山間へき地に居住する者の求めに応じて理容又は美容を行う場合</li> <li>・演芸に付随して理容又は美容の行為を必要とする者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・その他理容所又は美容所以外において理容又は美容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合</li> </ul>	○		<p>電話等により出張理容美容の相談があった際には、本市で定めている「西宮市出張理容・出張美容に関する衛生管理要綱」(以下、要綱という。)に基づき衛生指導している。また、本市HPIに要綱を掲載し、周知徹底を行っている。</p>
明石市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、美容所に来ることができないもの又は美容所に来ることが困難なものに対して美容を行う場合</li> <li>・災害時において、被災者に対して美容を行う場合</li> <li>・演芸に出演する者に対して、その出演の直前に美容を行う場合</li> <li>・その他、市長が特に必要と認める場合</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容・出張美容の実施に関する問い合わせがあった場合は、衛生の確保に努めるように指導を行う。</li> </ul>
奈良市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容所又は美容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その自宅で美容を行う場合</li> <li>・児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・前2号に掲げるもののほか、特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容又は美容出張営業届に、省令第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、省令又はこの規則の規定により既に当該診断書が提出されている者については、当該診断書の添付を要しないものとする。</li> <li>・届出書を提出する場合には、理容師又は美容師免許証又は美容師免許証明書を提示しなければならない。</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、奈良県内の理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師に限る。</li> </ul>
和歌山市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉施設その他これらに類する施設において理容を行う場合</li> <li>(2) 興行場において出演者に対して理容を行う場合</li> <li>(3) 避難所において災害による被害者に対して理容を行う場合</li> <li>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容又は出張美容を行おうとする者は、出張理容又は出張美容を開始する日の10日前までに理容師・美容師出張業務届(別記様式第1号)により、市長に届け出なければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出(開設者の証明のある理容師及び美容師が行う場合を除く。)を行う場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</li> <li>(1) 理容師免許証又は美容師免許証の写し</li> <li>(2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行後3月以内のもの)</li> <li>(3) 消毒設備等携行品を確認できるもの(持参によることも可能)</li> <li>・市長は、第1項の規定による届出をした出張理容師又は出張美容師が無所属理容師又は無所属美容師である場合は、当該届出をした者(以下「届出者」という。))に対し、必要に応じ衛生措置に係る指導を行うことができる。</li> </ul>
鳥取市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張して業を行う必要がある場合(出張して業を行うことを常態とする場合を除く。)</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容(美容)を行う7日前までに市長に届出をし、市長の検査を受け、それらが理容師法第9条(美容師法第8条)の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出後、出張理容(美容)に使用する設備、用具等について検査を行う。また、必要に応じて用具等を管理する場所や出張理容(美容)を行う場所等に立ち入りをし、衛生措置の実施状況を検査する。</li> </ul>
松江市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理美容所がない山間地に居住するものの求めに応じ、出張して業を行う場合</li> <li>・社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合</li> <li>・災害救助法に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している者に対して業を行う場合</li> <li>・そのほか市長が特別の事情があると認めた場合</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張理容・出張美容開始届を保健所長に提出する。</li> <li>・規定を添付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理美容所に所属する理美容師の場合は、所属の状況等を確認している。</li> <li>・理美容所に所属しない理美容師の場合は、医師の診断書を提出させている。</li> </ul>
倉敷市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留置施設、拘留所、刑務所等に収容されている者に対して出張して理容を行う場合</li> <li>・社会福祉施設等に入所している者等に対して出張して理容を行う場合</li> <li>・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅に避難している者に対して出張して理容を行う場合</li> <li>・その他市長が特別の理由があると認める場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例ではなく、取扱要領として、届出を規定している。</li> <li>・対象者は、倉敷市内在住者のみであり、市外在住者は届出を要しない。又、当市管内の理・美容所に勤務する理・美容師は届出を要しない。</li> <li>・倉敷市出張理容・出張美容に関する取扱要領を添付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された出張理容・出張美容開始届に基づき、実施者の氏名、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。</li> <li>・申請書提出時に担当者から、健発第1004002号を使用して衛生管理を指導するだけでなく、出張理・美容対象者が限定されていることや福祉施設における出張理・美容登録確認時の留意事項等、必要事項について口頭指導する。</li> </ul>
呉市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができないものに対して理容・美容を行う場合</li> <li>・婚礼その他の儀式に参列するものに対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合</li> <li>・特別養護老人ホームなど、社会福祉法(昭和26年法律第45条)に規定する社会福祉事業に係る施設に入所しているものに行う場合</li> <li>・少年院、刑務所、拘留所等の施設に収容されているものに行う場合</li> <li>・興行場に出演するものに対してその出演の直前に行う場合</li> <li>・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して行う場合</li> <li>・災害救助法に規定する避難所に避難している者または応急仮設住宅に入居している者に対して行う場合</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出等の規定がないので、確認していない</li> <li>・ホームページ等により周知している</li> </ul>
福山市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>(2) 少年院、刑務所、拘留所等の施設に収容されている者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>(3) 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容又は美容を行う場合</li> <li>(4) 停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容又は美容を行う場合</li> <li>(5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所に避難している者又は同号に規定する応急仮設住宅に入居している者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合</li> </ul>	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握していない。相談があった場合は、出張理容・出張美容の範囲、衛生的措置について説明している。</li> <li>・ホームページで出張理容・出張美容の範囲、衛生管理要領の周知をしている。</li> </ul>

下関市		○	・理容所(美容所)のない交通至難の島に出張して業を行う場合 ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容(美容)を行う場合 ・少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に対して理容(美容)を行う場合 ・興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に理容(美容)を行う場合 ・停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容(美容)を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容(美容)を行う場合 ・その他下関市立下関保健所長が特別の事情があるものとして承認した場合	○			・実施主体は理容所(美容所)を開設又は理容所(美容所)に所属していることが望ましいこととしている ・理容所(美容所)への通常の立入検査時に聞き取りを行い、出張理容・出張美容の状況の把握をしている ・理容所(美容所)に所属していない理容師(美容師)から出張理容・出張美容を行う旨の申し出があった場合は、理容師(美容師)免許の確認と、必要に応じ窓口又は電話での指導を行っている
高松市		○	(1) 理容所又は美容所のない地域に居住する者に対して、その地域において理容又は美容を行う場合 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設の入所者に対して、その施設において理容又は美容を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合  条例を添付する	○	問1-2回答(3)に該当する場合、出張理容美容承認書を保健所長に提出する。  細則を添付する		・要綱を制定し、理容師美容師出張業務届出書を保健所長に提出することとしている。実施者の名称、営業区域、従業員等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。
松山市		○	・災害時の避難所等で行う場合 ・社会福祉施設などの施設内で、入所している方に対して行う場合 ・育児・介護により、理容所・美容所に来ることが著しく困難である場合	○			・理容所・美容所に従事していない理容師・美容師の方には、「松山市理容師及び美容師の出張業務指導要領」に基づき、理容師・美容師出張業務届出書の提出を求め、使用器具の保管場所、消毒方法、営業区域等について状況を把握に努め、必要に応じて管理施設への立入や業務実施状況の報告を求めるようにしている。
高知市		○	・司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して理容又は美容を行う場合 ・社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・上記のほか、市長が特別の事情があると認めた場合 ・規定を添付する。	○	・出張理容を行うおとする者は、あらかじめ出張理容届により高知市保健所長に届けなければならない。 ・出張美容を行うおとする者は、あらかじめ出張美容届により高知市保健所長に届けなければならない。 ・規定を添付する。		・提出された出張理容届及び出張美容届に基づき、実施者の名称、出張理美容を行う場所、従業員等の状況を把握し、必要に応じ監視・指導等を行う。
久留米市		○	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。)その他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 ・演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 ・その他市長が特別の事情があるものとして承認した場合。	○			相談のあった際には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づく衛生管理を行うよう指導を行い、状況に応じて立入調査を実施する。
長崎市		○	(1) 社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する施設をいう。)その他これに類する施設に出張して理容の業を行う場合 (2) 公演等において、その出演者に対して出演直前に理容の業を行う場合 (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合	○	・理容所・美容所に従事していない理容師・美容師は、理容師・美容師出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 ・既定を添付する。		・出張理容・出張美容の実施主体は理容所・美容所の開設者に限定していない。理容所・美容所に従事していない者で出張理容・出張美容を行うおとする理容師・美容師については、保健所長への届出により衛生措置を図るための所要の基準を満たしているか確認している。
佐世保市		○	・社会福祉施設その他これに類する施設に出張して業を行う場合 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に業を行う場合 ・市長が特別の事情があるものとして承認した場合	○	・理容所及び美容所に従事していない理美容師が出張業務を行う場合、理容師・美容師出張業務届出書を保健所長に提出する。(佐世保市理容師及び美容師の出張業務指導要領により規定) (http://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/seikat/20140613syuttuyouribiyoyoukouhtml) ・市長が特別の事情があると承認して出張業務を行う場合、理容業及び美容業出張営業承認申請書を保健所長に提出する。(佐世保市理容師法取扱規則及び佐世保市美容師法取扱規則により規定) (http://www3.e-reikin.jp/sasebo/d1w_reiki/reikhtml)		提出された理容師・美容師出張届出書に基づき、実施者名、出張業務の理由、営業場所、消毒方法、管理施設等の状況を把握し、必要に応じ指導等を行う。
大分市		○	※要領で規定している。 1 利用者が在宅の場合 疾病や事故等により概ね1カ月以上にわたり寝たきり或いは自力では起床できない状態にあって、当面その状態が続くことが見込まれ、業務の必要があると認められる者。なお、主治医が治療に当たっている在宅患者については、事前にその主治医の了解を得ること。 2 利用者が入院の場合 入院中の医療機関等に理・美容所が設置されておらず、かつ前項の状態にある入院患者。なお、事前に当該医療機関等の長の承諾を得ること。 3 利用者が入所の場合 生活保護施設、婦人保護施設、児童福祉関係施設、身体障害者福祉関係施設、老人福祉関係施設、知的障害者福祉関係施設等に入所している者のうち、やむを得ない理由により理・美容所に来ることができない者。なお、事前に当該施設の長又は管理者の承諾を得ること。 4 利用者が収容の場合 刑務所、警察署、留置場等司法関係機関の施設に収容されている者。 ・規定を添付する。	○	・出張業務届出書を管轄する保健所長に提出する。 なお、理・美容所に所属していない者が出張業務届出書を提出する場合にあっては、出張業務管理施設設置届も併せて提出する。規定を添付する。		・提出された出張業務届出書及び出張業務管理施設設置届に基づき、実施者の名称、営業区域、従業者等の状況を把握し、管理施設については、衛生設備等について立会い確認を行う。
宮崎市		○	・理美容所がない山間へき地において、その居住者に対して理美容を行う場合。 ・社会福祉施設、介護老人保健施設その他これらに類する施設において、その入所者に対して理美容を行う場合。 ・刑務所その他これに類する施設において、その被収容者に対して理美容を行う場合。 ・公演等において、その出演者に対して出演直前に理美容を行う場合。	○	・出張理美容届を市長に届け出なければならない。(宮崎市理美容師施行条例・細則)  ・出張理美容届を保健所長に提出する。 規定を添付する。 (理容師・美容師出張業務取扱要領)		要領では、『携行する消毒器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための専用の管理施設(出張業務管理施設)を設けなければならない。』『出張業務管理施設の措置について検査を受け合格しなければ、出張理美容を行ってはならない。』としている。 そのため、出張業務管理施設設置届を提出してもらい、施設の検査を行っている。
鹿児島市		○	(1) 警察官署、刑務所又は拘置所の長の求めに応じてこれらの施設に収容されている者に対して理(美)容を行う場合 (2) 社会福祉施設の管理者の求めに応じて当該社会福祉施設に入所している者に対して理(美)容を行う場合 (3) 興行場において演劇等に出演する者等に対してその出演等の直前に理(美)容を行う場合 (4) 理(美)容所がないへき地又は離島に居住している者に対してその居住地において理容又は美容を行う場合 (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事情があると認める場合	○	・出張理(美)容届出及び出張理(美)容消毒設備等検査申請書を鹿児島市保健所長に届け出る。 (鹿児島市理容師法施行条例) http://g-reiki.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima2/reiki_honbun/q702RG0001392.html (鹿児島市美容師法施行条例) http://g-reiki.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima2/reiki_honbun/q702RG0001397.html		・届け出された出張理(美)容届出及び出張理(美)容消毒設備等検査申請書に基づき、検査及び確認を行う。
那覇市		○	・刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合 ・社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合 ・美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合 ・前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があると市長が認めた場合 ※別紙参照。	○	・理容師出張業務届、美容師出張業務届を那覇市保健所に提出する。 ※別紙参照。		-

山形市		○	社会福祉施設その他収容施設においてその入所者に対して、理容又は美容を行う場合。その他市長が特に必要と認める場合としています【山形市理容師・美容師法施行条例第2条】	○	・山形市内で出張して理美容業を行う場合、出張理容・出張美容業務届を保健所長に届出ることとしています。	・理美容師ごとに出張理容・出張美容業務届を届出し、届出時に器具・携行品の確認、衛生指導を行っています。
福井市		○	・司法警察職員の求めにより、留置施設において、留置されている者に対し、美容の業を行う場合 ・興行場法第1条第1項に規定する興行場において、演芸を行う者に対し、美容の業を行う場合 ・社会福祉法第2条第2項第1項から第4号までに規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対し、美容の業を行う場合 ・上記に掲げる場合のほか、特別の理由により美容所以外の場合において美容の業を行う場合であって、市長がやむを得ないと認めるとき。 (福井市美容の業を行う場合の衛生措置等を定める条例第4条)	○	理(美)容師出張営業承認申請書を提出する。	理(美)容所を開設(従事)していない者の出張営業は認めていない。
甲府市		○	・社会福祉施設等に入所している者であって、理容所又は美容所に来るためには介助が必要となるものに対して理容又は美容を行う場合 ・その他市長がやむを得ない事情があると認める場合	○		・立会等の確認は行っていないが、「甲府市出張理容又は出張美容に関する衛生管理要領」に基づいて出張理容・出張美容を行うよう指導している。 ※上記要領にて、出張理容・出張美容を行う者は検査を受けた理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む)としている。
寝屋川市		○	・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容を行う場合 ・災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合	○		・出張理容・出張美容の実施にあたり届出等を必要としていないため、実施者の状況を把握していない。実施の相談があれば必要に応じ指導を行う。
小樽市		○	・交通条件に恵まれない山間地その他の地域であって、理美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容又は美容を行う場合 ・演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容又は美容を行う場合 ・社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容又は美容を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理美容の実施主体を理美容所の開設者に限定していないが、出張理美容のみを行う際には届出等の提出を求めておらず、実態を把握していない。
町田市		○	・社会福祉施設において、その入所者に対して美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に美容を行う場合	○		・個別に相談があれば、衛生管理要領に基づいた衛生上の措置を講じるよう指導している。
藤沢市		○	(1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合 (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合	○		出張理容・出張美容を行うにあたり、特に届出制度等を設けていないが、相談があった際には「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」に基づき指導を行っております。
四日市市		○	・(1) 社会福祉施設その他の施設に入所している者に対して理容又は美容を行う場合 ・(2) 前号に掲げるもののほか、市長が衛生上支障がないものとして承認した場合	○	・条例第2条第2号の承認を受けようとする者(問1-2回答の(2)に該当する場合は、出張業務承認申請書を保健所長に提出する。 ○四日市市理容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条 <a href="https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001098.html">https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001098.html</a> ○四日市市理容師法施行細則第7条 <a href="https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000598.html">https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000598.html</a> ○四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例第2条 <a href="https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001103.html">https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00001103.html</a> ○四日市市美容師法施行細則第7条 <a href="https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000596.html">https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki_honbun/i603RG00000596.html</a>	・条例第2条第2号の承認を受けようとする者(問1-2回答の(2)に該当する場合は)が提出した出張業務承認申請書に基づき、本籍地、免許証番号、免許年月日、出張業務地、出張期間、携行品目及び数量等の状況を把握し、必要に応じ立会、指導等を行う。 ・上記以外の場合、問い合わせがあれば、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添)を指針として活用し、衛生管理の指導を行う。
大牟田市		○	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームその他これらに類する施設に入所している者に対し、出張して業を行う場合 (2) 演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業を行う場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合	○		出張理容・出張美容を把握しておらず、確認等行っていない。
茅ヶ崎市		○	(1)養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合 (2)興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合 (3)その他市長が特に必要と認める場合	○		
千代田区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合 ・規定を添付する。	○		・出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定する規定はないが、平成19年10月4日健発第1004002号厚生労働省健康局長通知「出張利用・出張美容に関する衛生管理要領について」に基づき、実施主体は理美容所の開設者であること、及び「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に則った衛生管理を行うことを指導している。
中央区		○	・区内の社会福祉施設において、社会福祉施設に入所する者に対して行う場合 ・医療法に規定する病院又は診療所のうち、区内の病院又は診療所において、病院等の入院患者に対して行う場合 ・区内の劇場において、劇場に出演する者等に対して、出演するための理容又は美容を行う場合 ・前に掲げるもののほか、区長が特別の事情があると認める場合 ※規定を添付する。	○		・ホームページ上の出張理容・美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先等について掲載し、周知を行う予定。
港区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容・美容を行う場合 ・演劇等に出演する者に対して、出演等の直前に理容・美容を行う場合	○		・出張の実施について開設者に限定しているわけではないが、衛生面の確保等を目的として、店舗を拠点として出張行為を行うことが望ましい旨指導している。
新宿区		○	・規則で定める社会福祉施設その他の物件において、その利用者を対象として美容を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、その出演等の直前に美容を行う場合 ・条例及び規則を添付する。	○		・現在まで事例がない。
文京区		○	・社会福祉施設等において、その入所者等に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合	○		・相談時に助言・指導等を行う。
台東区		○	・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合 ・演劇に出演する者等に対して出演等の直前に施術を行う場合	○		出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者及び従事者が実施するよう指導している。

墨田区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設及びその他の施設で墨田区規則(※)で定めるものにおいて、その入所者に対して理容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して出演等の直前に理容を行う場合</li> </ul> <p>※規則で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を提供するものに限る。)、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム</li> <li>・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター</li> <li>・児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う施設、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童自立支援施設</li> <li>・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム</li> <li>・介護保険法に規定する介護老人保健施設</li> <li>・生活保護法に規定する救護施設、更生施設</li> <li>・医療法に規定する病院</li> <li>・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設及び少年院法に規定する少年院</li> </ul>	○			相談があった場合には、衛生的取り扱いについて説明している。
江東区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定める施設において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合</li> </ul> <p>※規定(江東区理容師法施行条例、江東区美容師法施行条例施行規則、江東区美容師法施行条例、江東区美容師法施行条例施行規則)を添付する</p>	○			・衛生の確保状況について確認は行っていない。しかし、衛生を確保するために、出張理容・出張美容の相談があった際には理容師法第9条及び美容師法第8条「理容・美容の業を行う場合に構すべき措置」を講じるよう指導している。
品川区	○		○			届出・承認などを規定していないため、実施者の衛生の確保状況の確認おこなっていないが、実施者から相談があった場合は要領に従って指導をおこなう。
目黒区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul>	○			
大田区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容を行う場合</li> </ul>	○			・要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置の周知を図っている。
世田谷区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設その他の施設等でその入所者に対して美容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者その他これに類する者に対してその出演等の直前に美容を行う場合</li> </ul>	○			・保健所に出張理容・出張美容の相談があった場合は、その衛生管理について指導を行っている。
渋谷区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区規則で定める社会福祉施設等において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○			
中野区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で定める社会福祉施設等において、その入居者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合</li> </ul> <p>(規定) 中野区理容師法施行条例 第4条 中野区理容師法施行細則 第5条 中野区美容師法施行条例 第4条 中野区美容師法施行細則 第5条</p>	○			出張理容・出張美容に関する届出等についての規定がないため、把握しておりません。
杉並区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>・演劇に出席する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul>	○			出張美容に関し、届出等を規定していないため、実施者の衛生の確保状況については確認できません。
豊島区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul>	○			社会福祉施設等の入浴施設調査時に、必要に応じて確認している。
北区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して美容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に美容を行う場合</li> </ul>	○			・出張理容・出張美容に当たり事前指導を実施し、実施者の名称、連絡先、出張施設名称を把握し、必要に応じ指導等を行う。
荒川区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul>	○			・出張業務に関する理美容所等からの問合せに対し、法令の遵守や器具等の消毒・取り扱いなどについて指導等を行う。
板橋区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul>	○			・出張理容・出張美容の実施者は、区が発行する理美容券を扱う理容・美容組合に所属する理・美容師が主なため、各組合に対して指導を実施している。 ・社会福祉施設等に対しては、東京都板橋区美容師法施行条例にて開設時の施設基準(面積)を緩和することで届出を促し、一斉検査時等に指導を行っている。
練馬区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>・演劇に出演するものに対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul> <p>・規定を添付する</p>	○			実施していない。
足立区	○	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>(2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ol>	○			確認していない。
葛飾区	○		○			出張理容・出張美容に関する相談があった場合は、衛生管理要領に規定する講ずべき衛生措置等について説明を行っている。
江戸川区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等において、その入所者に対して理容又は美容を行う場合</li> <li>・演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理容又は美容を行う場合</li> </ul>	○			・届出等の規定はしていないが、ホームページにより出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置等について周知している。

## 令和元年度 クリーニング師研修の受講者数（実績）

令和2年3月31日

都道府県名	28年度				29年度				30年度					令和元年					参考				
			うち2型				うち2型				うち2型		特管(外数)				うち2型		特管(外数)		対平成28年度増減 増減数	増減率(%)	第10クール 受講率(%)
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人			
1 北海道	5	143	2	37	6	208	2	41	6	234	2	55			5	170	2	64			27	18.9	36.6
2 青森県	2	49	1	30	4	91	1	30	5	119	1	15	4	23	2	64	1	32	1	5	15	30.6	38.8
3 岩手県	4	76	1	10	5	43	1	4	4	143	1	42			4	70	1	13			-6	-7.9	70.1
4 宮城県	4	83			5	95	1	9	5	89	1	12			5	72	1	10			-11	-13.3	47.0
5 秋田県	3	76			3	79			3	106					3	82					6	7.9	56.3
6 山形県	2	73			2	86			3	84					2	68					-5	-6.8	51.9
7 福島県	2	137			1	37			1	59					2	115					-22	-16.1	33.9
8 茨城県	3	141			4	213			3	132					3	119					-22	-15.6	49.0
9 栃木県	2	71			2	88			3	117					2	69					-2	-2.8	37.3
10 群馬県	2	59			2	83			2	72					2	59					0	0.0	27.2
11 埼玉県	3	170			3	103			3	263					3	166					-4	-2.4	29.7
12 千葉県	7	189			7	256			7	289					7	187	1	7			-2	-1.1	40.0
13 東京都	7	299	1	1	7	295	1	2	11	615	1	1	1	50	8	296	1	0	1	30	-3	-1.0	20.2
14 神奈川県	5	255	1	25	5	342	1	37	5	318	1	36			5	230	1	28			-25	-9.8	30.0
15 新潟県	7	182	1	9	7	215	1	3	7	209	2	37			8	176	2	38			-6	-3.3	54.7
16 富山県	2	109			1	56			2	81	1	12			2	59	1	18			-50	-45.9	60.3
17 石川県	2	51			2	31			1	80					1	21					-30	-58.8	35.1
18 福井県	1	41			2	59			3	42	2	1			3	33	2	0			-8	-19.5	42.1
19 山梨県	1	44			1	54			1	52					1	30					-14	-31.8	36.2
20 長野県	5	99	1	5	5	80	1	8	5	112	1	8			5	116	1	15			17	17.2	37.2
21 岐阜県	3	113			3	106			3	120					3	96					-17	-15.0	39.9
22 静岡県	1	116			3	336			3	220					1	103					-13	-11.2	39.5
23 愛知県	6	191	1	3	6	162	1	8	11	537	1	10	1	4	6	175	1	9	1	13	-16	-8.4	39.9
24 三重県	2	68			3	80			2	46					2	70					2	2.9	32.5
25 滋賀県	2	37	1	20	2	36	1	14	2	43	1	8			2	25	1	9			-12	-32.4	38.8
26 京都府	2	110	1	37	2	139	1	71	2	140	1	64			1	95	1	95			-15	-13.6	38.0
27 大阪府	4	115			3	170			3	113					3	117					2	1.7	14.0
28 兵庫県	5	156			7	218			8	259					5	149					-7	-4.5	36.6
29 奈良県	1	52			1	30			1	33					2	37	1	11			-15	-28.8	36.7
30 和歌山県	1	63			2	58			3	71					1	48			1	11	-15	-23.8	63.6
31 鳥取県	1	37			1	36			1	34					1	47					10	27.0	51.0
32 島根県	3	41	1	13	3	52	1	15	3	42	1	12			3	34	1	11			-7	-17.1	47.0
33 岡山県	1	92			1	57			1	85					1	86					-6	-6.5	42.3
34 広島県	3	115			3	105			3	104					3	91					-24	-20.9	36.5
35 山口県	1	73			1	62			1	38					1	53					-20	-27.4	48.5
36 徳島県	1	14			1	38			1	22					1	14					0	0.0	29.5
37 香川県	1	31			2	52			2	47					2	37					6	19.4	44.8
38 愛媛県	1	54			1	43			1	60					1	44					-10	-18.5	29.1
39 高知県	2	50	1	31	2	23	1	16	2	38	1	19			2	41	1	31			-9	-18.0	44.0
40 福岡県	4	110			4	116			4	134					4	120					10	9.1	27.6
41 佐賀県	2	107			1	10			1	27					4	106	2	21			-1	-0.9	49.0
42 長崎県	3	102	1	50	2	85	1	60	3	73	1	43			3	81	1	44			-21	-20.6	49.1
43 熊本県	1	30	1	30	3	88	1	24	5	104	2	11			3	41	1	14	1	39	11	36.7	28.5
44 大分県	4	44	1	3	3	43	1	4	2	24	1	8			3	39	1	9			-5	-11.4	34.2
45 宮崎県	2	65	1	9	2	66	1	12	2	43	1	13			2	68	1	18			3	4.6	41.8
46 鹿児島県	4	69	2	23	4	119	2	49	4	130	1	40	1	4	3	79	1	27	1	5	10	14.5	52.2
47 沖縄県	1	0	1	0	2	63	1	24	1	34	1	34			1	20	1	20			20	0.0	39.3
計	131	4,402	20	336	142	4,907	21	431	155	5,837	25	481	7	81	137	4,118	28	544	6	103	-284	-6.5	34.8

注：全国生活衛生営業指導センター調べ

## 令和元年度 業務従事者講習の受講者数（実績）

令和2年3月31日

都道府県名	28年度				29年度				30年度				令和元年度				参考	
			うち2型				うち2型				うち2型				対平成28年度増減 増減数	増減率(%)		
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人				
1 北海道	5	197	2	67	6	201	2	66	6	189	2	78	5	272	2	161	75	38.1
2 青森県	2	62	1	28	4	79	1	65	5	60	1	23	2	31	1	23	-31	-50.0
3 岩手県	4	89	1	17	5	44	1	15	4	41	1	6	4	74	1	23	-15	-16.9
4 宮城県	4	127			5	142	1	16	5	166	1	28	5	130	1	18	3	2.4
5 秋田県	3	65	1	11	3	46	1	12	3	51	1	5	3	31	1	6	-34	-52.3
6 山形県	3	83			3	79			3	105			3	78			-5	-6.0
7 福島県	2	109			1	33			1	64			2	85			-24	-22.0
8 茨城県	3	106			2	107			3	100			3	93			-13	-12.3
9 栃木県	2	103			2	56			3	126			2	48			-55	-53.4
10 群馬県	2	55			2	56			2	34			2	61			6	10.9
11 埼玉県	3	139			3	164			3	169			3	175			36	25.9
12 千葉県	6	328			6	298			6	308			7	310	1	22	-18	-5.5
13 東京都	10	762	1	0	13	866	1	3	13	915	1	3	12	767	1	2	5	0.7
14 神奈川県	4	449	1	47	5	486	1	102	5	491	1	84	5	447	1	92	-2	-0.4
15 新潟県	7	127	1	4	7	162	1	4	7	181	2	28	8	181	2	42	54	42.5
16 富山県	3	12	1	1	2	19	1	0	2	42	1	5	2	4	1	2	-8	-66.7
17 石川県	1	23	1	23	1	7	1	7	1	29	1	29	1	16	1	16	-7	-30.4
18 福井県	2	21	2	21	2	1	2	1	2	3	2	3	2	3	2	3	-18	-85.7
19 山梨県	1	14			1	11			1	15			1	16			2	14.3
20 長野県	5	178	1	29	5	158	1	31	5	159	1	32	5	172	1	32	-6	-3.4
21 岐阜県	1	34	1	34	1	21	1	21	1	44	1	44	1	23	1	23	-11	-32.4
22 静岡県	3	130			3	160			3	133			3	129			-1	-0.8
23 愛知県	6	189	1	3	6	232	1	6	7	337	1	20	6	215	1	26	26	13.8
24 三重県	1	72	1	72	1	56	1	56	1	46	1	46	1	71	1	71	-1	-1.4
25 滋賀県	2	29	1	17	2	24	1	12	2	43	1	15	2	31	1	22	2	6.9
26 京都府	2	81	1	36	2	116	1	75	2	108	1	49	2	112	1	54	31	38.3
27 大阪府	2	141	1	80	2	85	1	30	2	143	1	92	2	146	1	80	5	3.5
28 兵庫県	5	244			6	216			4	102			5	196			-48	-19.7
29 奈良県	1	10			2	21	1	14	1	19	1	19	1	7	1	7	-3	-30.0
30 和歌山県	1	7	1	7	1	28	1	28	1	6	1	6	1	7	1	7	0	0.0
31 鳥取県	2	45	1	24	2	48	1	39	2	50	1	34	2	61	1	41	16	35.6
32 島根県	2	64	1	22	2	57	1	31	2	62	1	30	2	49	1	35	-15	-23.4
33 岡山県	1	49			1	21			1	29			1	40			-9	-18.4
34 広島県	1	60	1	60	1	53	1	53	1	61	1	61	1	70	1	70	10	16.7
35 山口県	1	41			1	33			1	38			1	42			1	2.4
36 徳島県	1	7			1	63			1	38			1	5			-2	-28.6
37 香川県	1	34	1	34	1	47	1	47	1	36	1	36	1	43	1	43	9	26.5
38 愛媛県	1	39			1	62			1	48			1	50			11	28.2
39 高知県	1	9	1	9	1	18	1	18	1	37	1	37	1	12	1	12	3	33.3
40 福岡県	2	84			3	112			3	142			2	117			33	39.3
41 佐賀県		0							2	40							0	0.0
42 長崎県	1	6	1	6	1	7	1	7	1	1	1	1	1	9	1	9	3	50.0
43 熊本県	1	29	1	29	2	76	1	40	2	57	1	23	2	55	1	36	26	89.7
44 大分県	1	11	1	11	1	11	1	11	1	12	1	12	1	8	1	8	-3	-27.3
45 宮崎県	2	18	1	0	2	39	1	9	2	40	1	5	2	32	1	8	14	77.8
46 鹿児島県	4	10	2	2	4	31	2	7	4	30	1	3	3	24	1	1	14	140.0
47 沖縄県	1	10	1	10	1	2	1	2	1	34	1	34	1	84	1	84	74	740.0
計	119	4,502	32	704	129	4,654	34	828	131	4,984	34	891	124	4,632	35	1,079	130	2.9

注：全国生活衛生営業指導センター調べ



各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長  
（ 公 印 省 略 ）

### クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「クリーニング師研修等」という。）は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が主催者として都道府県知事の指定を受け、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に委託し実施しているところである。

クリーニング師研修等の実施については、貴職をはじめ管下保健所に受講勧奨等のご尽力をいただいているところであるが、依然として受講率の低下が課題であり、クリーニング業における衛生水準の確保等が懸念されつつある。

クリーニング師研修等は法令に基づき3年を超えない期間ごとの受講が義務とされており、対象となる者を適切に受講させるためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、全国指導センター及び都道府県指導センターと連携して的確かつ効果的に受講勧奨を進めていく必要がある。

また、近年の受講者の高齢化等も踏まえ、会場に来ることが困難である者に対する第2型研修及び講習の活用も積極的に進めていく必要がある。

そのため、都道府県におかれては、

- （1）クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備（免許証返納の確実な反映等）
- （2）都道府県指導センターへの情報提供（登録番号、氏名、住所等）
- （3）第2型研修及び講習も含めた受講勧奨

等について実施いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、（2）の情報提供については氏名等の個人情報が含まれるものではあるが、個人情報の関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。

事務連絡  
令和2年6月10日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について

新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進すること等が求められています。

については、感染拡大防止等を図りつつ、クリーニング師試験、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下、「研修等」という。）が適切に実施されるよう、下記の事項についてご対応をお願いいたします。

なお、本事務連絡は公益財団法人全国生活衛生営業指導センターにも送付していることを申し添えます。

### 記

#### 第1 クリーニング師試験について

##### 1. 感染防止対策の一層の実施

感染拡大防止等を一層図るため、随時、最新の情報を入手し、受験者、試験委員、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染することを防止するための措置を講じること。

都道府県知事により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項又は第2項等に基づく要請が行われた場合は、担当部局と連携の上、要請の対象となる受験者に対して受験の必要性を慎重に検討するよう呼びかけを行う等、その要請内容を踏まえた適切な措置を講じること。

## 2. 試験事務の実施に係る事務の円滑な運営の確保等

試験委員、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における試験の実施に係る事務の継続的な運営の確保や、試験の実施に影響がある場合等における受験者への円滑な連絡の確保について対応を整理するとともに、試験の実施会場について感染症のまん延時における使用の可否をあらかじめ確認しておくなど、試験事務の円滑な運営のため必要な措置を講じること。

## 第2 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習について

### 1. 感染防止対策の一層の実施

研修等の実施にあたっては、感染拡大防止等を一層図るため、随時、最新の情報を入手し、受講者、講師及び事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染することを防止するための措置を講じること。

都道府県知事により新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 45 条第 1 項又は第 2 項等に基づく要請が行われた場合には、必要に応じて要請対象の場所における研修等を延期・中止する等、担当部局と連携の上、その要請内容を踏まえた適切な措置を講じること。

また、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（平成 31 年 2 月 28 日付け薬生衛 0228 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、第 2 型研修及び講習の活用も積極的に進めることを求めているところであるため、引き続き対応を願いたい。

### 2. 研修等の実施に係る事務の円滑な運営の確保等

講師、事務局員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における研修等の実施に係る事務の継続的な運営の確保や、要請等を踏まえ研修等を中止又は延期する等の場合における受講者への円滑な連絡の確保について対応を整理するとともに、研修等の実施会場について感染症のまん延時における使用の可否をあらかじめ確認しておくほか、研修等を中止又は延期することがある旨を予め受講者に周知するなど、研修等の実施に係る事務の円滑な運営のため必要な措置を講じること。

### 3. その他

クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）の規定に基づき、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師等は、3 年を超えない期間ごとの受講が求められているが、研修等が中止となった場合等のやむを得ない事由がある場合は一定の猶予を与えることとして差し支えないこと。

なお、研修等の実施については、別添のとおり、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターより各都道府県生活衛生営業指導センター宛て、「クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」が示されていることを申し添える。

## クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施における 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

令和2年6月10日  
(公財) 全国生活衛生営業指導センター

都道府県知事の指定を受けて全国生活衛生営業指導センターが実施するクリーニング師研修及び業務従事者講習（以下「研修等」という。）を各都道府県生活衛生営業指導センターによって各地で開催する際には、次に示す新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染防止対策を講ずることとする。

特に、① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人々が密集している）、③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3条件（いわゆる「3つの密」）のある場で感染を拡大させるリスクが高いと考えられているため、これらを回避して感染防止を徹底すること。

### 1. 会場確保

研修等の会場確保に際しては、開催地域における感染症のまん延状況、研修等の関係者が感染した場合等における会場利用の可否を含む会場側の対応及び協力（会場側の感染予防措置、換気状況、配席間隔、注意・案内表示機能等の確認、調整等）について事前に十分確認、準備すること（不測の事態に備える。）。

### 2. 感染防止措置

#### (1) 受講者への事前周知

受講申込者へ受講票を送付する際、次の留意事項を周知すること。

- 研修等の当日までに発熱、咳、咽頭痛等の症状が確認された場合は受講参加を辞退いただくこと（この場合、第2型（通信制）による受講が可能であること。）。
- 会場においてはマスクを着用すること。
- 感染が疑われる場合は受講（入室）できないこと（入室した場合は退場いただくこと。）。

#### (2) 会場側（管理者）と開催責任者による感染防止措置の実施・確認

- ① 研修等会場の出入口にアルコール擦式手指消毒液を設置し、手指消毒、マスク着用を促すこと。
- ② 会場は適切に換気すること（換気設備がない場合は、二方向の窓を30分に1回以上、開放する。）。
- ③ 受講者の席は、できるだけ2m（最低1m）の間隔を確保すること。
- ④ 講師と受講者の席は、2m以上の間隔を確保すること。

### (3) 受付・入場における確認

- ① 受講者の受付に際しては、本人に発熱、咳、咽頭痛等の症状の有無を確認し、症状がある場合には受講参加を辞退するよう要請すること。この場合、可能であれば第2型（通信制）による受講を勧めること。
- ② 受講参加者には、マスク着用、アルコール擦式手指消毒液による手指消毒を促すこと（休憩時間等においても手洗い又は手指消毒するよう促すこと。）。
- ③ 感染が疑われる受講生が入室した場合は、速やかに会場外へ移動させること。
- ④ 会場内における密着、近距離の会話（私語）は避けること。
- ⑤ 研修等の前に行うオリエンテーションにおいて前述①～④を周知すること。

### (4) 講師及び開催事務局従事者の対応

- ① 研修等の会場においてはマスクを着用すること。
- ② 手洗い、手指消毒を励行すること。
- ③ 受講者との接触、対面・近距離の会話を極力減らすこと。

## 3. 感染が拡大した場合の対応

開催地域における感染症の拡大が研修等の実施計画段階を上回り、研修等を中止する場合は、第2型（通信制）による受講に変更するなどの措置を講じること。

# (参考)生活衛生関係営業に係る近年の留意事項

一般の方から厚生労働省に寄せられるご意見のうち、最近特に増えているものをご案内します。既にご承知のことと思いますが、業務の参考としてご留意いただきますようお願いいたします。

## 【旅館業法】

### ○ウィークリーマンションの旅館業法違反

ウィークリーマンション(1月に満たない宿泊日数)は旅館業法の適用対象施設となる。

(平成12年12月13日衛指第128号「マンション等の施設を使用する形態の旅館業について」ほか)

### ○ICTの活用による玄関帳場の代替

現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、宿泊施設においてもより一層非接触・非対面の取組の促進が求められており、希望する事業者が、ICT設備により玄関帳場の代替ができるよう法整備がされている。(平成12年12月15日生衛発第1811号別添3「旅館業における衛生等管理要領」ほか)

### ○宿泊者名簿の記載の徹底

宿泊者名簿の記載の徹底を図る。ただし、ICT代替設備を設け、予約のときに得た情報を営業者が記載した場合は、チェックイン時に、宿泊者が誤り等ないことを確認しチェックボックスへのチェックを行う等の方法で足りる。

(平成26年12月19日健衛発1219第2号「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」ほか)

### ○宿泊施設における消防法令の遵守

旅館業法に基づく営業許可に際しては、消防法令に適合している旨確認する。

(平成15年10月2日健衛発1002003号「旅館業に対する防火安全対策の徹底について」ほか)

## 【理美容師法】

### ○写真スタジオでの化粧

美容所として届出のない写真スタジオにおいて、美容師以外の者が化粧を行う事例がある。

### ○移動理美容車の面積規定

移動理美容車について具体的な面積の基準は設けていないが、各自治体の基準に照らし適切に運用されたい。作業及び衛生の保持に支障のない面積を有すること。

(平成28年12月26日生食衛発1226第1号「自動車を使用した理容所・美容所の取扱いについて」)

# 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

令和2年度3次補正予算：128百万円

## 1 事業目的

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により生活衛生関係営業者は深刻な経営難に陥っており、営業者の生産性向上は以前にも増して課題となっている。これまでに各業種別に生産性向上のためのマニュアル作成を行ってきたが、本取組を「新しい生活様式」にも適応するよう新たにマニュアルの策定を行うとともに、地域を対象に先端的、戦略的なモデル事業を実施することにより、効果的な経営モデルを都道府県センターに蓄積し、生衛業者への支援に繋げる。

## 2 事業概要

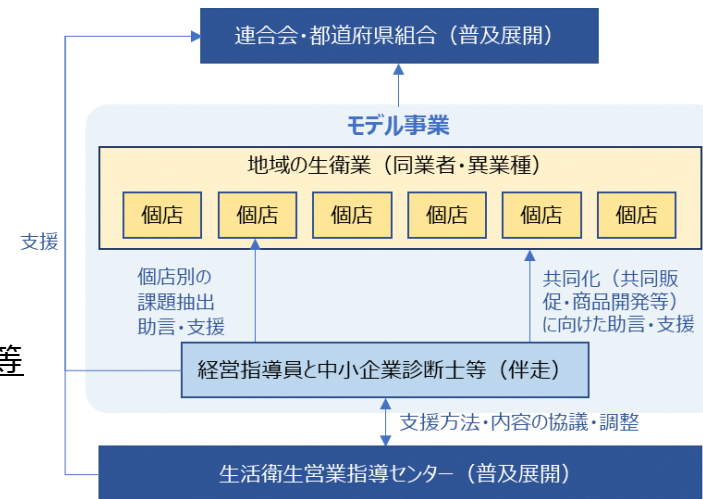
経営者に対して「新しい生活様式」に沿った経営スタイルへの転換等の改善行動を促す（自走する）ためには、各種ガイドライン・マニュアルの提示・配布だけでなく、各店の状況に合わせて具体的な行動や手法を「伴走型」で示すことが重要である。

<コロナ禍での生産性向上>

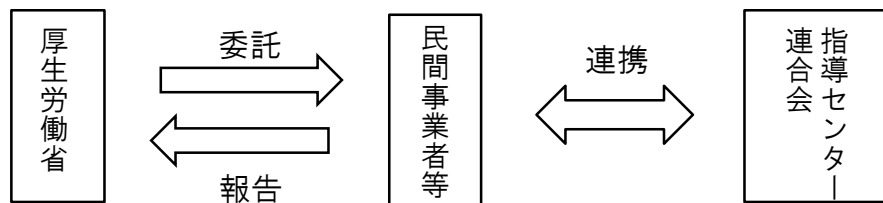
- コロナ禍において「新しい生活様式」に沿った経営が求められる中、地域の生衛業者が個店ごとに、また共同で生産性を高めるモデル事業に取組み、普及促進を実施  
(例) 新しい生活様式に対応したコミュニケーション：AI・ICTを活用した取組、キャッシュレス決済  
新しい生活様式に対応したネットワーク化：共同仕入れ、共同販促、共同配送等の取組  
新しい生活様式に対応した商品・サービスの高付加価値化：ブランド開発、ユニークなサービス等
- 都道府県生活衛生営業指導センター経営指導員と中小企業診断士等との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した相談・伴走支援等の実施

<コロナ禍におけるガイドライン・マニュアル策定、コンサルティング能力の向上>

- ・ 各地域において実践的に個別相談等を実施するとともに、そこで集積した課題の調査・検証を踏まえ、ガイドライン・マニュアル策定の実施
- ・ 経営コンサルティング業者と指導センター等の関係機関が連携し、コンサルティング能力の向上に向けた取組を実施



## 3 実施スキーム



### 「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ」 (令和2年7月17日閣議決定)

#### 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

##### 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ

－「ウィズコロナ」の経済戦略

##### (4)消費など国内需要の喚起

(略) 複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。

# 生活衛生同業組合活動推進月間について

## 趣 旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規営業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

## 活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

## 主 催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

## 後 援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

## 重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進<sup>56</sup>



# 標準営業約款制度について



全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束  
する3つのS

安全  
Safety

清潔  
Sanitation

安心  
Standard

Sマーク

厚生労働大臣認可

## 1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

## 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

○クリーニング業(昭和58年3月26日認可)	1,833店舗(クリーニング所1,703店舗・取次店130店舗)		
○理容業(昭和59年10月18日認可)	23,739店舗	○美容業(昭和59年10月18日認可)	12,045店舗
○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可)	315店舗	○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可)	286店舗

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成30年3月末現在。

## 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

## 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。  
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

## 5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

# 振興指針及び振興計画のあらまし

## I 振興指針

### 1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

### 2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

### 3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

### 4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

## III 振興事業に対する国の特別配慮

### ・融資上の恩恵（法第56条の4）

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

### ・税制上の恩恵（法第56条の5）

振興計画に係る共同施設について、特別償却することができる。

## II 振興計画

### 1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

### 2 策定者

組合及び小組合

### 3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

### 4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成30年3月末現在-】

クリーニング業	47件	飲食店営業（すし店）	40件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業（めん類）	23件	旅館業	47件
簡易宿所	3件	食肉販売業	44件
飲食店営業（一般飲食業）	36件	飲食店営業（中華料理業）	22件
飲食店営業（料理業）	28件	飲食店営業（社交業）	38件
喫茶店営業	26件	食鳥肉販売業	16件
興行場営業	30件	浴場業	25件
氷雪販売業	5件	合計	524件

### 5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

## 令和2年度審議状況等

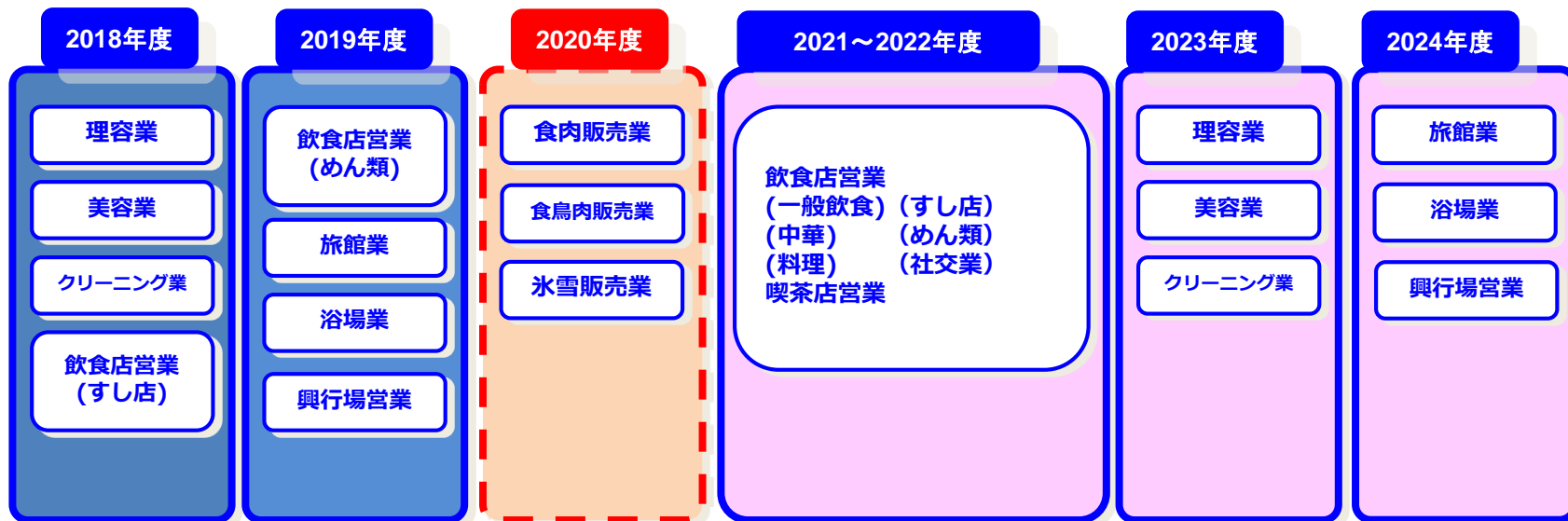
- 2年10月27日 第36回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会  
 ・振興指針改正(食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業)を調査審議
- 12月1日 第37回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会  
 ・第36回分科会の審議を踏まえ、全体を調査審議  
 ・新型コロナウイルス感染症に関するその他全業種振興指針への追加記述を調査審議



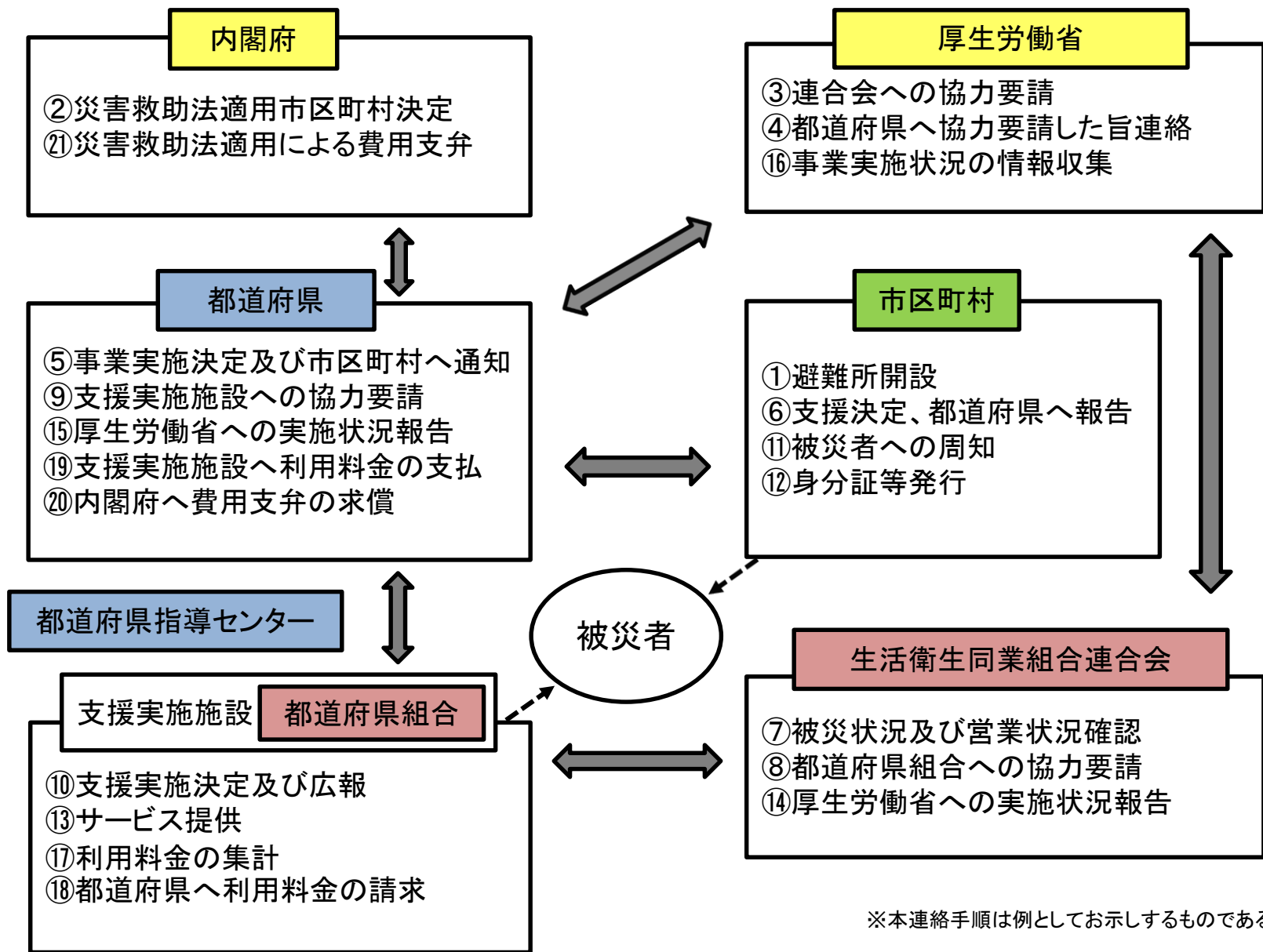
3月中(予定) 改正振興指針(全業種)を告示

## 今後の改正スケジュール (第32回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料 (H31.1.11) より)

※ 新型コロナウイルス感染症(影響及び衛生対策等)の記述については、2020年度に全振興指針に追加。



# 災害発生時における支援連絡体制例について



# ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ

## 外国人材受入れの必要性

- 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、令和元年度には2.91と若干低くなったものの、依然として人材の確保が困難な状況。（ビル・建物清掃員の人数：約80万人（平成27年国勢調査））

※ ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2.24	2.64	2.95	3.03	2.91

※ 特定建築物の推移（件）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
44,801	45,251	45,679	46,210	46,756

## ビルクリーニング分野特定技能の概要

- **対象となる業務**：建築物内部の清掃
- **技能水準及び日本語能力水準等**：
  - ① **技能水準等**：多数の者が利用・使用する建築物（住宅の専有部分を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであること。
    - ・試験名称：ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（実技試験）
    - ・実施主体：（公社）全国ビルメンテナンス協会
  - ② **日本語能力水準等**：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）により評価
- ※ ビルクリーニング職種ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者は、技能評価試験及び日本語能力評価試験のいずれも免除。
- **受入れ見込み数**：最大37,000人を向こう5年間（令和5年度まで）の最大値として運用（※14分野合計では最大345,150人）

## 特定技能の施行状況

- ビルクリーニング分野特定技能協議会を平成31年4月23日に設置（制度の趣旨の周知、大都市圏その他特定地域への集中防止策等について、協議等を行うもの。）。特定技能所属機関は本協議会の構成員となり、厚生労働省等が行う調査又は指導に対し必要な協力を行う。  
また、特定技能所属機関以外を構成員とする運営委員会を定期的に開催。

【令和3年2月18日現在】協議会構成員 31事業者、特定技能外国人102名（ベトナム65人、フィリピン11人、ミャンマー10人、その他16人）

- ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施状況

○国内試験	令和元年度	令和2年度	
		第1回	第2回
受験者（人）	295	141	356
合格者（人）	204	104	265
合格率	69.2%	73.8%	74.4%

○国外試験	ミャンマー （令和元年12月）	フィリピン （令和2年2月）
	受験者（人）	177
合格者（人）	113	178
合格率	63.8%	75.1%

※ 国外試験は、新型コロナウイルス感染症の状況によるものの、ミャンマー・フィリピン以外の国においても試験実施環境が整った国から試験実施を検討。

## ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの 改正のポイント

### 1 改正の背景

令和元年6月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が改正され、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定されたこと等を踏まえ、ガイドラインの見直しを行った（令和3年1月18日改正）。

### 2 改正のポイント

#### （1）予定価格の適正な設定

- 事業主が納付義務を負う健康保険料等を予定価格の積算に反映<sup>※1</sup>すること。
- 年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算の確保を検討<sup>※2</sup>すること。

#### （2）ダンピング受注の防止

- 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底<sup>※1</sup>すること。
- 入札に参加しようとする者に対し、最低賃金に係る制度及び社会保険等に係る制度（各種制度改正（特に被用者保険の適用拡大）の内容を含む。）について十分周知すること。

#### （3）業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更

- 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は、適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れる<sup>※2</sup>などより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮<sup>※2</sup>すること。

以下の指針等を参考とした。

※1 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日（令和2年1月30日改正））

※2 令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和2年10月2日閣議決定）

### 3 今後

- （1）厚生労働省と業界団体の共催により、本ガイドラインの講習会を開催し、改正趣旨等の周知徹底を図る。
- （2）各発注者の事務負担に配慮しつつ、本ガイドラインに基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて、定期的に調査を実施する。

## 建築物衛生管理に関する検討会開催要綱

### 1 趣旨・目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成 15 年4月に改正して以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関する ICT 技術が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が策定されている。

これらの状況を踏まえ、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行う。

### 2 検討事項

- (1) 特定建築物の要件について
- (2) 建築物環境衛生管理基準について
- (3) その他適切な建築物衛生管理に必要な事項について

### 3 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者の出席を求めることができる。

### 4 運営

- (1) 本検討会は生活衛生・食品安全審議官が開催する。
- (2) 本検討会は原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日 HP において公開する。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 本検討会の庶務は医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

建築物衛生管理に関する検討会 委員名簿

(令和3年1月29日 五十音順 敬称略)

○:座長

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 秋葉 道宏  | 国立保健医療科学院生活環境研究部 部長                  |
| 鎌田 元康  | (公財)日本建築衛生管理教育センター 理事長               |
| ○倉 潤 隆 | 東京理科大学工学部建築学科 教授                     |
| 坂下 一則  | 東京都健康安全研究センター広域監視部<br>建築物監視指導課統括課長代理 |
| 高田 礼子  | 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室 教授               |
| 谷川 力   | (公社)日本ペストコントロール協会 理事・技術委員長           |
| 中野 信博  | (公社)全国ビルメンテナンス協会 副会長                 |
| 西村 勝彦  | (公社)全国建築物飲料水管理協会 副会長                 |
| 林 基哉   | 北海道大学工学研究院建築都市部門空間デザイン<br>教授         |



新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方  
及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等  
に関するガイドライン

令和 2 年 7 月 29 日（第 1 版）



# 目 次

## はじめに

### 第 1 章 遺体の感染性に関する基本的な考え方

- 遺体からの感染リスクについて
- 納体袋について
- 人からの感染リスクについて
- 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について
- 遺体への接触について

### 第 2 章 個別の場面ごとの感染管理上の留意点

- ①遺体に対する直接的なケアのある場面
- ②遺体に対する直接的なケアのない場面

- 2-1. 臨終後の対応（死亡確認後の遺族等の方への対応）
- 2-2. エンゼルケア（死後処置）
- 2-3. 非透過性納体袋への収容・消毒
- 2-4. 納棺
- 2-5. 遺体搬送
- 2-6. 通夜、葬儀
- 2-7. 火葬
- 2-8. 拾骨

### 第 3 章 例外的な取扱い

- 3-1. 非透過性納体袋の開封について
- 3-2. 非透過性納体袋が利用できない場合の対応
- 3-3. 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか

● 質疑応答集（Q&A）

- 問 1 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬しなければならないのですか。
- 問 2 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺品の取扱いはどのようにすればよいですか。
- 問 3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。
- 問 4 新型コロナウイルスの感染対策が求められている状況で、葬儀、火葬等を執り行う際に注意すべき点は何でしょうか。
- 問 5 新型コロナウイルス感染症により亡くなった方を土葬することはできますか。
- 問 6 遺体からの感染リスクが低いという根拠は何ですか。
- 問 7 遺体を動かしたときに、咳やくしゃみのように、肺の拡張・収縮により飛沫が発生しますか。また、飛沫感染の原因となり得ますか。
- 問 8 死後に細胞が死ぬことを考えると、死後にウイルス増殖が著しく減少することは明らかなことと思われませんが、遺体が接触感染以外に感染能力がないこと、もしくは死後感染力が著しく減少することの、科学的根拠はありますか。
- 問 9 死亡前又は後の PCR 検査結果が陰性だった遺体の取扱いはどのようにすればよいですか。

● 別添 1「情報共有シート（関係者記入用）」

● 別添 2「情報共有シート（遺族等記入用）」

● 作成協力者

## はじめに

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺族等は、大切な人を失った辛さに加えて、その最期の場面を通常のかたちで迎えることができないという悲しみを抱くケースがあります。他方、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者の方は、献身的に業務に従事されながらも、感染対策等について多くの不安を抱えています。人間の最期の場面に尊厳を持って携わりながら、関係者の方の安全・安心に対して最大限に配慮し、これらの両立を図ることは、極めて重要な課題です。

こうした考え方をもとに、遺族等のご意思をできる限り尊重しつつ、適切な感染対策を講ずることができるよう、関係団体、専門家等の協力を得て、科学的根拠に基づき本ガイドラインを作成いたしました。このガイドラインを活用いただき、遺族等のお気持ちに応えると同時に関係者の方の安全・安心にも配慮し、その社会的に重要な業務を継続的に実施していただくようお願いいたします。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺族等をはじめ、医療従事者の方、遺体等を取り扱う事業者の方、火葬場従事者の方等の関係者が臨終後の対応、今後の社会状況の変化や遺族等の意向を踏まえた葬儀、火葬等を執り行うに際して参照することを主に想定しています。現時点で考えられている遺体からの感染リスクと対策の目安をまとめていますので、状況に応じた感染対策の実現のための参考としてください。なお、新型コロナウイルス感染症に関する知見は、日々蓄積されています。これに伴い、今後、本ガイドラインの内容も更新する可能性があることをご承知おきください。

## 第1章 遺体の感染性に関する基本的な考え方

### ● 遺体からの感染リスクについて

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染しますが、遺体においては、呼吸や咳嗽（咳のこと）による飛沫感染のおそれはありませんので、接触感染に注意することとなります。

WHOのガイダンスによれば、現時点（2020年3月24日版）では、遺体の曝露から感染するという根拠はないとされており、感染リスクは低いと考えられますので、接触感染に対しては、手指衛生を徹底し、本ガイドラインを踏まえた取扱いを行うことで、十分に感染のコントロールが可能です。

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）  
新型コロナウイルスについて  
問2「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

飛沫感染とは：感染者の飛沫（咳、くしゃみ、つば等）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染します。

接触感染とは：感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻等に触ると粘膜から感染します。

### ● 納体袋について

遺体は、感染管理の観点から非透過性納体袋に收容することを推奨します。非透過性とは、液体が浸透しないという意味であり、色については透明でも感染対策上の支障はありません。

遺体が非透過性納体袋に適切に收容され、かつ適切に管理されていれば、遺体からの感染リスクは極めて低くなります。遺体を收容・密閉したら、非透過性納体袋の外側を消毒します。この消毒は、遺体を收容する際に、非透過性納体袋の外側に付着することが予想される体液等に対して行うものです。

また、遺族等の方の心情や遺体識別の観点からは、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨します。そのような非透過性納体袋が手に入らない場合の対処方法については後述します。

なお、遺体を收容した非透過性納体袋については、ゆすったり、ぶついたりすることによる破損、ドライアイスによる破損等が生じ、体液等が漏出するリスクも考えられますので、適切に管理することが必要です。

## ● 人からの感染リスクについて

遺族等の方に対応される際は、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、三密を避け、お互いにマスクをして人との距離（可能な限り 2m）を意識し、部屋の換気をよくする等、一般的な感染対策を行うことが求められます。

## ● 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について

濃厚接触者の方は発症のリスクがあることを踏まえて、特に症状のある場合については、対面での打合せや葬儀、火葬への参列をご遠慮いただき、オンライン等の手段を活用した参加等をお願いしてください。

無症状の濃厚接触者についても、オンラインの活用等、対面を避ける取り組みが推奨されますが、その方の PCR 検査の状況を踏まえつつ、感染対策を徹底することが可能であれば対面での対応も検討することができます。

葬儀、火葬へ参列される場合、体調の悪い方は参列をご遠慮いただくこと、必要に応じて体温を測定させていただくこと、手指衛生を徹底していただくこと、マスクをして人との距離（可能な限り 2m）を意識し、部屋の換気をよくする等、対策を徹底したうえで対応することを検討してください。

※濃厚接触者の定義は以下をご参照ください。

国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

## ● 遺体への接触について

遺体からの接触感染を避けるため、遺体に触れることは控えてください。特に重症化のリスクのある方〔高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、COPD 等の呼吸器疾患）のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方等〕については、十分な注意が必要です。

## 第2章 個別の場面ごとの感染管理上の留意点

本章では、臨終後の対応から拾骨までの間に想定される場面ごとに、関係者における感染管理上の留意点をまとめています。「◆対応のポイント」では、関係者に共通する基本的な留意点や対応策を記載し、「◆○○の方へ」では、関係者ごとに、より具体的な対応策を記載しています。

個別の場面における主な関係者

	遺族等の方	医療従事者の方	遺体等を取り扱う事業者の方	火葬場従事者の方
2-1. 臨終後の対応 (死亡確認後の遺族等の方への対応)	●	●		
2-2. エンゼルケア (死後処置)		●		
2-3. 非透過性納体袋への収容・消毒		●		
2-4. 納棺		●	●	
2-5. 遺体搬送	●		●	
2-6. 通夜、葬儀	●		●	
2-7. 火葬	●		●	●
2-8. 拾骨	●			●

- 各関係者が適切な感染対策を講ずるためには、遺体等の取扱いや遺族等の方に関する情報が必要となりますので、別添の「情報共有シート」を活用する等して、適切な情報の伝達に心がけてください。
- 個人防護具については、感染リスクに応じ、以下のとおり着用することを推奨します。

### ① 遺体に対する直接的なケアのある場面

直接的なケアを行う方は、個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。また、手袋等を外した後は手指衛生を徹底してください。

## 着用



## 脱衣



- ※1. 図ではアイシールド付きマスク（シールドマスク）を使用していますが、マスクとゴーグル又はフェイスシールドの組み合わせも同様です。
- ※2. キャップの使用は必須ではありません。
- ※3. 死後は咳嗽が起こらないため、死後の抜管においてはエアロゾルを考慮した N95 マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版より  
[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=355](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=355)

（参考）厚生労働省：サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、  
 の例外的取扱いについて（令和2年4月14日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

個人防護具は、処理等が終わったら速やかに脱ぐことで、周囲環境を広く汚染することを防ぎ、使用後の個人防護具を適切に廃棄することも、感染リスクを軽減させます。使用後の個人防護具はビニール袋などにまとめて入れ、口を縛ってから、蓋つきのごみ箱に入れるようにします。



## ② 遺体に対する直接的なケアのない場面

特別な感染対策は不要です。

接触感染を防ぐためには、ウイルスが付着した手で目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐことが重要です。接触感染リスクのある状況では、不用意に物や人、自分自身を触らないことが重要です。



日本環境感染学会：医療機関における  
新型コロナウイルス感染症への  
対応ガイド 第3版より

## 2-1. 臨終後の対応（死亡確認後の遺族等の方への対応）

### ◆対応のポイント

- 遺族等の方は悲しみと不安を抱えておられますので、お気持ちに寄り添いながら対応を行ってください。病室でひと時のお別れの時間を設けることも考えられます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：  
直接的なケアを行う方は、個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。また、手袋等を外した後は手指衛生を徹底してください。
- 人からの感染リスクへの対応：  
臨終後に立ち会うことになった濃厚接触者の方に対しては、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り2m）を意識する等、感染対策を徹底してください。

### ◆遺族等の方へ

- ・適切に感染対策を行い、安全に臨終後の対応が行えるように、医療従事者の指示に従ってください。

### ◆医療従事者の方へ

- ・遺族等の方に対して、次の説明をします。
  - ✓ 遺体からの感染を避けるためには、接触感染に注意する必要があること
  - ✓ 接触感染に対しては、手指衛生の徹底等、一般的な感染対策を行うことで十分に感染のコントロールが可能であること
  - ✓ 思わぬリスクを避けるため、遺体等を取り扱う事業者の指示に従うこと
  - ✓ 24時間以内の火葬が可能であるが義務ではないこと
- ・遺体等を取り扱う事業者の方に対して、新型コロナウイルス感染症の方又は新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体である旨を説明します。仮に、遺体搬送後に当該患者が新型コロナウイルス感染症患者であると確定した場合には、速やかに遺族等の方及び遺体等を取り扱う事業者の方に伝達をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症が疑われていた患者の遺体搬送後に、新型コロナウイルス感染症ではないと確定した場合にも、速やかに伝達をお願いします。

※「新型コロナウイルス感染症が疑われる」とは、明らかな臨床的所見に基づき、PCR 検査を実施中である方等をさします。新型コロナウイルス感染症の可能性については、混乱を避けるため、一定の根拠に基づき、遺体等を取り扱う事業者の方へ伝達するとともに、死亡診断書にも記載をお願いします。

(参考) 国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 環境整備  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

## 2-2. エンゼルケア (死後処置)

### ◆対応のポイント

- 現時点において、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の整容を行う事業者はほとんどいません。医療従事者の方には、非透過性納体袋に収容するまでが遺体の整容を行える最後の機会であることを考慮し、最期の場面にふさわしい容貌となるように、可能な範囲で配慮をお願いします。
- 遺体からの感染リスクへの対応：  
ケア中に漏出・飛散し得る体液等との接触リスクが想定されますので、ケアを担当される方は個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。

### ◆医療従事者の方へ

- ・エンゼルメイクを行う場合は、体液等との接触リスクが低減した状況を整えたうえで、手袋をしてメイクを行います。また、メイクに当たっては、1人に1セットを使い切るエンゼルケアセット等を使用しメイクをすることが望まれます。手袋を外した後は手指衛生を徹底してください。

(参考) 厚生労働省：サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて（令和2年4月14日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

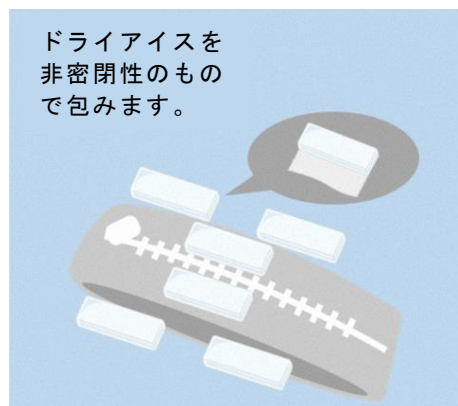
## 2-3. 非透過性納体袋への収容・消毒

### ◆対応のポイント

- 遺体からの感染リスクへの対応：
  - ・遺体が非透過性納体袋に適切に収容され、かつ適切に管理されることにより、遺体からの感染リスクが極めて低くなります（以降の取扱いについては、非透過性納体袋に収容されていることを前提としています）。
  - ・遺体においては、呼吸や咳嗽による飛沫感染のおそれはありませんが、収容時の接触感染が想定されますので、非透過性納体袋へ遺体の収容をされる方は、個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。
  - ・遺体を非透過性納体袋に収容・密閉したら、外側を消毒します。この消毒は、遺体を収容する際に、非透過性納体袋の外側に付着することが予想される体液等に対して行うものです。
- 遺族等の方の心情や遺体識別の観点からは、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨します。

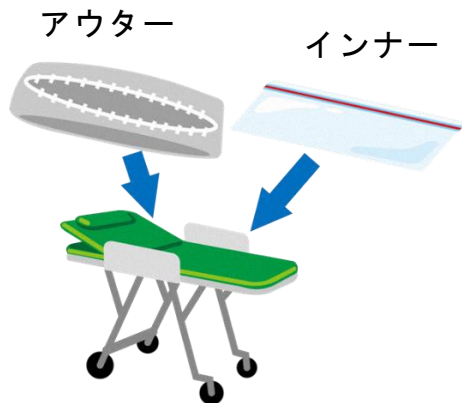
### ◆医療従事者の方へ

- ・遺体を冷却する必要がある場合、気密性が高い非透過性納体袋にドライアイスを入れると破裂のおそれがあるので、ドライアイスを入れないでください。また、ドライアイスが直接接触されると、生地が劣化し破損するおそれがあるので、ドライアイスが非透過性納体袋に直接接触しないよう注意してください。
- ・作業後は石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。
- ・使用したストレッチャーについては、病室内での飛沫の付着が想定される場合や、体液等の漏出が明らかな場合には清拭消毒を行います。生前に使用していた病室等についても十分に換気をし、接触のあったと思われる箇所については清拭消毒を行います。



ドライアイスは、非透過性納体袋の外側に直接接触ないように使用します。

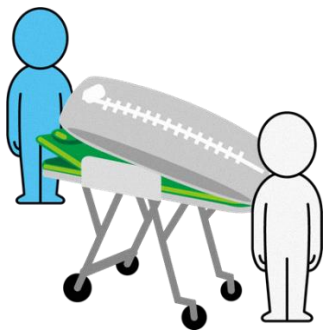
(収容の手順の例)



- 1) 非透過性納体袋のアウターをストレッチャーに被せます。
- 2) 非透過性納体袋のインナーを開いてアウターの上に置きます。
- 3) ストレッチャーの高さを調整します。



- 4) 遺体をインナーに収容します。
- 5) インナーのチャックをしっかりと閉じます。
- 6) インナーの外側を清拭消毒します。

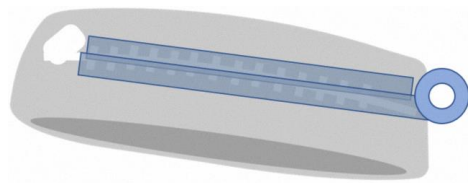


- 7) アウターのチャックをしっかりと閉じます。
- 8) アウターの外側を清拭消毒します。
- 9) 非透過性納体袋以外にも、体液等が付着した可能性のある箇所は清拭消毒します。
- 10) 作業後は石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。

札幌市保健所：納体袋の使用手順 を参考に作成

### (止水テープの活用)

- ・チャックの周囲等の素材が布である場合、そこから体液等が染み出るリスクはゼロではありません。このような納体袋を使用する場合は、布の上を止水テープで覆うように貼って対処します。

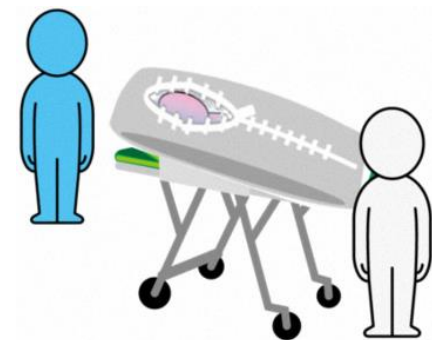
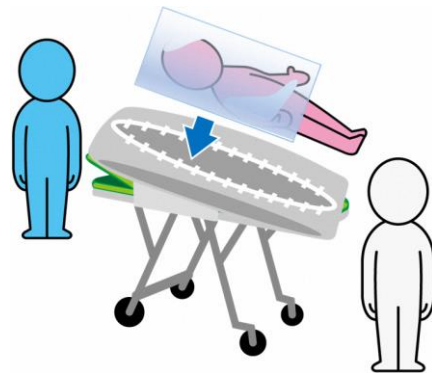


布製の部分を止水テープで覆います。

### (お顔が見えない構造の場合の工夫)

- ・お顔の部分が透明ではない構造の非透過性納体袋でも、遺族等の方の同意を得て次のような工夫を施せば、お顔を見ていただくことができます。

- 1) 透明なビニール袋を上半身に被せます。  
〔インナーが透明な場合は不要〕
- 2) 非透過性納体袋に収容して、足からチャックを閉めていきます。
- 3) お顔のところでチャックをとめます。
- 4) 透明なビニール袋と非透過性納体袋に隙間ができないよう、止水テープで密閉します。



## 2-4. 納棺

### ◆対応のポイント

#### ○ 遺体からの感染リスクへの対応：

- ・ 非透過性納体袋に収容・密閉され、破損等も生じていなければ、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
- ・ 遺体搬送前に納棺することで、搬送による非透過性納体袋の破損リスクが低減されます。
- ・ 納棺時又は納棺後に、棺の表面に遺体や体液等が触れた場合には、棺の消毒を行います。

### ◆医療従事者の方・遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・ 医療従事者の方と遺体等を取り扱う事業者の方は、次のことを確認し合うことが望まれます。
  - ✓ 非透過性納体袋に収容・密閉され、破損等も生じていなければ、遺体への特別な感染対策は不要となること
  - ✓ 通夜、葬儀を執り行うかどうかは、非透過性納体袋の適切な管理を含め、感染対策の徹底が可能かどうかを踏まえて検討する必要があること
  - ✓ 24時間以内の火葬が可能であるが義務ではないこと
  - ✓ 遺族等の方が濃厚接触者である場合は、できる限り対面を避け、オンライン等の活用を検討すること
  - ✓ 納棺に濃厚接触者が関わることになった場合、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り2m）をとることを徹底すること
- ・ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方又はその疑いがある方の遺体の納棺に際しては、感染防御について十分な説明と確認を心がけてください。

## 2-5. 遺体搬送

### ◆対応のポイント

- 遺体からの感染リスクへの対応：  
非透過性納体袋に収容・密閉され、破損等も生じていなければ、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
  
- 人からの感染リスクへの対応：
  - ・ 打合せ時等に手指衛生の徹底や、マスクの着用等の感染対策を行うことが求められます。
  - ・ 遺体搬送に関わることになった濃厚接触者の方に対しては、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識する等、感染対策を徹底してください。
  
- 遺族等の方とはできる限り、対面以外の方法（オンライン、電子メール、電話、FAX 等）を併用した打合せを実施するように工夫をします。

### ◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に遺体を搬送できるように、遺体等を取り扱う事業者の指示に従ってください。

### ◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・ 遺族等の方に対して、通夜、葬儀を執り行う場合や火葬に当たり、次の説明をします。
  - ✓ 必要に応じ体温を測定し、体調不良の方は会葬を控えること
  - ✓ マスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識すること等の一般的な感染対策が求められること
  - ✓ 会場のスペースによっては、人数に制限を設けること
  - ✓ 非透過性納体袋を開封しないこと
  - ✓ 施設内では、係員の指示に従うこと
  
- ・ 火葬の予約を入れる際には、次の点も火葬場従事者の方に伝えます。
  - ✓ 新型コロナウイルス感染症の方又は新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体であること
  - ✓ 非透過性納体袋に収容・密閉された状態であること  
(万一、非透過性納体袋に収容・密閉されていない場合には、必ずその旨を告げるとともに遺体の状況等を伝えること)



## 2-6. 通夜、葬儀

### ◆対応のポイント

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、現下の社会状況から、執り行われる機会が少なくなっていますが、今後の社会状況の変化や遺族等の方の意向を踏まえ、執り行うことが可能かどうか検討してください。
- 濃厚接触者でない遺族等の方・遺体等を取り扱う事業者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで亡くなられた方のお顔を見る場を、可能であれば設定できるように検討してください（遺族等の方が濃厚接触者である場合については、第1章の「●遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について」を参照してください）。
- 必要に応じて代表参列やオンラインを活用する等のできるだけ対面を避ける取り組みも推奨されます。
- 通夜、葬儀を執り行うことが困難な場合は、火葬後に後日、改めて骨葬を執り行うこと等も考えられます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
  - ・ 非透過性納体袋に収容・密閉されていれば、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
  - ・ 遺体からの接触感染を避けるため、非透過性納体袋を開封しないでください。
- 人からの感染リスクへの対応：

遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が葬儀会館等に会する際、葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿った感染対策を行うことが求められます。

### ◆遺族等の方へ

- ・ 適切に感染対策を行い、安全に通夜、葬儀が執り行えるように、遺体等を取り扱う事業者の指示に従ってください。

### ◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・ 通夜、葬儀を執り行う場合には、遺族等の方に次の説明をします。
  - ✓ 必要に応じ体温を測定し、体調不良の方は会葬を控えること
  - ✓ マスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識すること等の一般的

な感染対策が求められること

- ✓ 会場のスペースによっては、人数に制限を設けること
- ✓ 非透過性納体袋を開封しないこと
- ✓ 施設内では、係員の指示に従うこと

- ・ 感染拡大防止の観点から、葬儀会館内等を使用している他の会葬者と動線が重ならないようにすることや、通夜、葬儀を執り行う時間の工夫が推奨されます。

(参考) 全日本葬祭業協同組合連合会、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会：  
葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」  
<https://www.zensoren.or.jp/>  
<https://www.zengokyo.or.jp/news/1988/>

## 2-7. 火葬

### ◆対応のポイント

- 濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで亡くなられた方のお顔を見る場を、可能であれば設定できるように検討してください（遺族等の方が濃厚接触者である場合については、第1章の「● 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について」を参照してください）。
- 必要に応じて代表参列やオンラインを活用する等のできるだけ対面を避ける取り組みも推奨されます。
- 遺体からの感染リスクへの対応：
  - ・ 非透過性納体袋に収容・密閉されていれば、遺体への特別な感染対策は不要ですが、非透過性納体袋を適切に管理することが必要です。
  - ・ 遺体からの接触感染を避けるため、非透過性納体袋を開封しないでください。
- 人からの感染リスクへの対応：

遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が火葬場等に会する際、できる限り少人数とし、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り2m）を意識する等の一般的な感染対策を行うことが求められます。
- 作業中に体液等の飛散が想定される場合や非透過性納体袋に破損等が生じている場合には、個人防護具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕の着用をお願いします。

#### ◆遺族等の方へ

- ・適切に感染対策を行い、安全に火葬が執り行えるように、火葬場従事者の指示に従ってください。

#### ◆遺体等を取り扱う事業者の方へ

- ・火葬場従事者とも連携し、一般的な感染対策を行います。

#### ◆火葬場従事者の方へ

- ・火葬に当たり、遺族等の方に次の説明をします。
  - ✓ 必要に応じ体温を測定し、体調不良の方は会葬を控えること
  - ✓ マスクを着用し、人との距離（可能な限り 2m）を意識すること等の一般的な感染対策が求められること
  - ✓ 会場のスペースによっては、人数に制限を設けること
  - ✓ 非透過性納体袋を開封しないこと
  - ✓ 施設内では、係員の指示に従うこと
- ・感染拡大防止の観点から、火葬場等を使用している他の会葬者と動線が重ならないようにする工夫が推奨されます。
- ・100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活すること、その温度に達するまでは注意が必要であることについて、理解しておくようにします。
- ・火葬中、点検口を通した確認作業やデレッキ操作は、できる限り控えてください。ある程度火葬が進行してから行う作業は問題ありません。
- ・燃焼室下部等に明らかに火葬前の遺体の体液等が付着している場合には、適切な消毒を行います。

（参考）厚生労働省：一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取扱いについて（平成 27 年 9 月 24 日通知）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000130189.pdf>

## 2-8. 拾骨

### ◆対応のポイント

- 濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで拾骨できる場を、可能であれば設定できるように検討してください（遺族等の方が濃厚接触者である場合については、第1章の「● 遺族等の方が濃厚接触者である場合の対応について」を参照してください）。
- 人からの感染リスクへの対応：  
遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が拾骨室に会する際、できる限り少人数とし、三密を避け、お互いにマスクを着用し、人との距離（可能な限り2m）を意識する等の一般的な感染対策を行うことが求められます。  
なお、拾骨室に窓がない場合には、ドアを開放します。
- 遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に対する感染対策は必要ありません。

### ◆遺族等の方へ

- ・感染対策について共通の理解のもと拾骨が執り行えるように、会葬者は火葬場従事者の指示に従ってください。

### ◆火葬場従事者の方へ

- ・火葬後は、通常どおりの拾骨に関する業務を行います。
- ・100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活することについて、遺族等の方に説明します。
- ・拾骨後、台車、ドアノブ、手すり、テーブル等については、定期的に清拭消毒を行います。

## 第3章 例外的な取扱い

本章では、通常は推奨されていない例外的な取扱いについて、やむを得ず対応する必要が生じた場合の手順等をまとめています。これらの取扱いは、感染対策の専門知識を有する者と相談しながら実施することを推奨します。

### 3-1. 非透過性納体袋の開封について

- ・ 遺体からの接触感染を避けるため、非透過性納体袋を開封しないことが原則ですが、遺品等を遺体から取り外す場合等、やむを得ず非透過性納体袋を開封することとなった場合には、感染対策の専門知識を有する者の立会いの下で行うことを推奨します。
- ・ やむを得ず遺体に触れる際には、必ず手袋等を使用し、遺体に触れた手袋等で、不用意に物や人、自分自身を触らないよう十分注意する必要があります（遺体に触れた手袋等で非透過性納体袋のアウトターのチャックに触れた際は、清拭消毒します）。
- ・ 手袋等を外した後は石けんと流水による手洗いをを行う等、手指衛生を徹底します。

（非透過性納体袋を開ける際の手順の例）

①手袋を装着します。

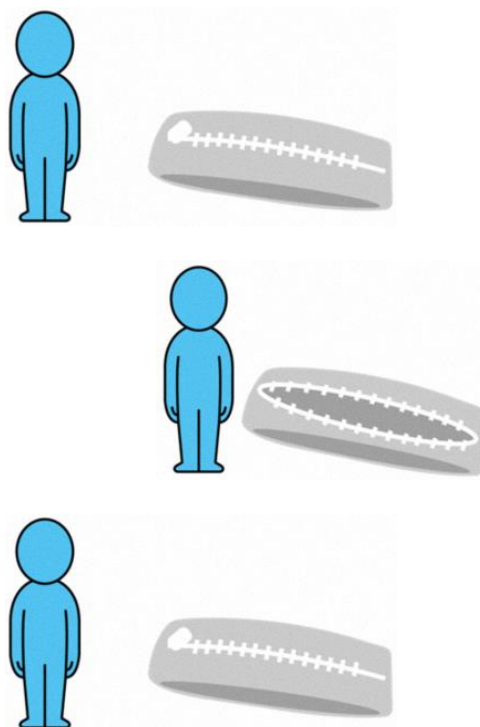
②チャックを開けます。

③非透過性納体袋の内側に触れないように気をつけながら、顔を拝見する等します。

④チャックを閉めます。

⑤念のため、非透過性納体袋の外側を清拭消毒します。

⑥手袋を外したら、石けんと流水による手洗いをを行う等、手指衛生を徹底します。

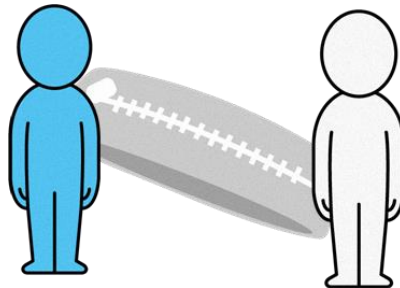


(遺体に触れる際の手順の例)

白抜き数字 (●) : 1人で行う場合  
囲み数字 (○) : 2人で行う場合 (もう1人は消毒役)

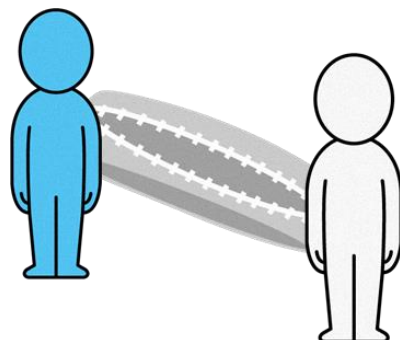
遺体に触れる方      消毒役

- ① ①手袋を装着します。
- ② ②チャックを開けます。



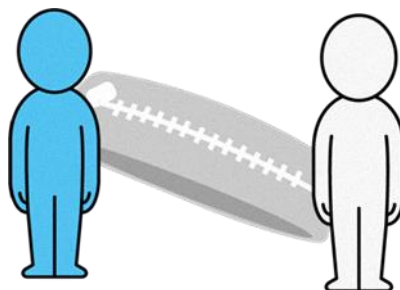
- ① ①手袋を装着します。
- ② ②チャックを開けます。

- ③ ②遺体に触れます。
- ④ ④手袋を替えます。
- ⑤ ⑤チャックを閉めます。



- ③ ③チャックを閉めます。

- ⑥ ⑥念のため、非透過性納体袋の外側を清拭消毒します。
- ⑦ ③手袋を外したら、石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。



- ④ ④念のため、非透過性納体袋の外側を清拭消毒します。
- ⑤ ⑤手袋を外したら、石けんと流水による手洗いを行う等、手指衛生を徹底します。

### 3-2. 非透過性納体袋が利用できない場合の対応

- ・基本的に非透過性納体袋を利用することを想定していますが、万一、利用できない状況が生じた場合は、搬送時等に体液等の漏出・飛散を考慮する必要があります。
- ・このような場合は、鼻、耳、口、膣、肛門等への詰め物や吸水性に優れた紙おむつの使用等により体液等の漏出を防止します。
- ・体液等の漏出・飛散の防止のために納棺し、棺の蓋等の隙間を埋めるため止水テープ等で目張りします。その場合は遺体からの接触感染を防止するため、蓋を開けることは行わないようにします。また、棺は木製であるため、隙間以外からの体液等の漏出の可能性がある場合には、速やかに火葬を行うことを推奨します。
- ・上記の作業時には適切な个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用し、感染対策の専門知識を有する者が実施することを推奨します。

### 3-3. 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか

- ・血液・体液・分泌物・排泄物等が顔に飛散するおそれのある特殊な状況では、適切な个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕は、下記参考資料で示されているように、カッパ等体を覆うことができ、破棄できるもので代替可能です。撥水性があることが望まれます。単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行ってください。このような特殊な場合の対応については、事前に準備・相談しておいてください。

（参考）長袖ガウンの代替品 厚生労働省：サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて（令和2年4月14日事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

- ・万一、遺体の体液等で汚染された場合等、消毒を行う必要が生じた場合には、消毒に用いる薬品は、0.05～0.5%（500～5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭\*、又は30分間浸漬、アルコール（消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール）で清拭、又は30分間浸漬とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望まれます。消毒薬の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨しません。

また、可燃性のある消毒薬を使用する場合には火気のある場所で行わないようにしてください。

\* 血液や体液等による明らかな汚染に対しては 0.5% (5,000ppm)、また明らかな汚染がない場合には 0.05% (500ppm) を用います。なお、血液等の汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効です。

- ・手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際には、手袋を外した後に流水・石けんによる手洗い（明らかな目に見える汚れがなければ擦式アルコール手指消毒薬も使用可）を実施する等、手指衛生を徹底してください。

### 非透過性納体袋の有無により分類した感染対策の整理

	非透過性納体袋がある場合	非透過性納体袋がない場合
<b>基本的な対応</b>	<p>収容時、个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用し実施します。</p> <p>収容後、非透過性納体袋の外側を消毒します。</p> <p>非透過性納体袋に入った状態であれば感染リスクは極めて低くなります。</p>	<p>鼻、耳、口、膣、肛門等への詰め物や紙おむつの使用により体液等の漏出を防止します。上記の作業時には適切な个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用し実施します。</p>
<b>遺体に直接触れる際 （推奨されません）</b>	<p>手袋を使用します。また、手袋を外した後は手指衛生を徹底してください。</p>	
<b>体液等が飛散する おそれのある場合</b>	<p>个人防护具〔サージカルマスク、手袋、長袖ガウン、目の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）〕を着用します。また、手袋等を外した後は手指衛生を徹底してください。</p>	

※特に重症化のリスクのある方〔高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、COPD等の呼吸器疾患）のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方等〕については、遺体へ直接接触することは避けることが推奨されます。



## ● 質疑応答集 (Q&A)

### 問 1 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬しなければならないのですか。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬することができることされており、必須ではありません（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条第 3 項、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条）\*。

\* 通常、24 時間以内の火葬は禁止されています（墓地、埋葬等に関する法律第 3 条）。

### 問 2 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺品の取扱いはどのようにすればよいですか。

新型コロナウイルスの残存期間は、現時点ではプラスチックやステンレス表面で 72 時間、その他の素材ではそれ以下と確認されています。また、新型以外のコロナウイルスの研究では、6～9 日を残存期間と報告しているものもあります。

以上を踏まえると、必要に応じて清拭消毒を行えば、遺品の取扱いは通常どおりに行って問題ありません。現時点では、一定期間（10 日間程度）保管することにより、消毒の代用とすることも可能と考えられています。

（参考）国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 環境整備  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

### 問 3 消毒や感染性廃棄物の取扱いはどのようにすればよいですか。

生前に使用していた病室の高頻度接触部位等については、アルコール（エタノール又は 2-プロパノール）又は 0.05%次亜塩素酸ナトリウムによる清拭消毒を行います。PCR 検査結果が陰性であった濃厚接触者の接触物等に対しては、特別な対応は不要です。遺体から漏出した体液等の消毒については、「3-3. 体液等の飛散等が起こり得る特殊な場合においては、どのように感染対策をするべきか」等を参考に対応します。ディスプレイの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理します。

葬儀、火葬の場面における接触感染の対策として、会葬者の動線に当たる部分（手

がよく触れるドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、テーブルやカウンター)、その他共用で使用するもの等については、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で定期的に清拭消毒をすることが望まれます。葬儀、火葬の場面において使用したタオル、衣類、食器、箸・スプーン等は、通常の洗濯や洗浄で対策を行います。

(参考) 国立感染症研究所：新型コロナウイルス感染症に対する感染管理  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

(参考) 厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A (関連業種の方向け)  
2 集客施設を運営する方へ (飲食店、小売店など)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19\\_qa\\_kanrenkigyoku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyoku.html)

#### **問 4 新型コロナウイルスの感染対策が求められている状況で、葬儀、火葬等を執り行う際に注意すべき点は何でしょうか。**

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の葬儀、火葬等に限らず、通常の葬儀、火葬等においても、遺族等の方、宗教者、会葬者、遺体等を取り扱う事業者が会することによって起こり得る接触感染及び飛沫感染が想定されます。これらは、一般的な感染対策でコントロールが可能であり、『葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」』等を参考にしながら対策を講じます。

#### **問 5 新型コロナウイルス感染症により亡くなった方を土葬することはできますか。**

新型コロナウイルス感染症においては、感染症法第 30 条 2 項に基づき、新型コロナウイルスの病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は火葬を原則とすることとされていますが、都道府県知事の許可がある場合は土葬を行うことができます。

WHO のガイダンスによると、感染症により亡くなられた方を火葬しなくてはならないということではなく、火葬するか否かに関しては、文化等の要因によるものとされています。遺体に触れる際の具体的な取扱いについては、「3-1. 非透過性納体袋の開封について」に従ってください。

## 問 6 遺体からの感染リスクが低いという根拠は何ですか。

新型コロナウイルス感染症は、感染者の咳やくしゃみ、つば等による飛沫感染や接触感染で感染すると一般的には考えられています。したがって、咳やくしゃみをしない遺体からの飛沫感染のリスクは低く、接触感染対策を講じることでコントロールが可能です。WHO のガイダンスにおいても、遺体の曝露から感染するという根拠は現時点（2020年3月24日版）では低いとされています。

（参考）厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）  
新型コロナウイルスについて  
問 2 「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

## 問 7 遺体を動かしたときに、咳やくしゃみのように、肺の拡張・収縮により飛沫が発生しますか。また、飛沫感染の原因となり得ますか。

死後硬直で肺の拡張や収縮は起きないため、遺体を動かしても飛沫の発生はないと考えられます。

しかし、遺体を動かした際に体液が漏出する可能性はあり、それが飛沫となって飛び散る可能性はゼロではないものの、生きた感染者もしくは治療中、生存中の感染者と異なり持続的にウイルスを含む飛沫が体外に放出されることはなく、解剖のような特別の処置を行わない限りは遺体からの飛沫感染のリスクは低いと考えられます。

## 問 8 死後に細胞が死ぬことを考えると、死後にウイルス増殖が著しく減少することは明らかなことと思われませんが、遺体が接触感染以外に感染能力がないこと、もしくは死後感染力が著しく減少することの、科学的根拠はありますか。

これまでに通常の遺体の取扱いにおいて、遺体から新型コロナウイルスに感染した事例の報告はなく、遺体からの感染の可能性は低いと考えられます。

新型コロナウイルス感染症は呼吸器感染症であり、呼吸によりウイルスが患者体外に放出されます。遺体では、生命活動（呼吸、くしゃみや発語等）の停止に伴いウイルスの体外放出が止まり飛沫感染のリスクは極めて低くなります。一方で、体外に排出されたウイルスが環境中で一定期間感染性を保つことが報告されていることから（ウイルスは細胞の外では増殖できません）、死後にウイルスが増殖しなくとも患者

体内には感染力を保ったウイルスが一定期間存在していると考えられます。感染力を持ったウイルスは便等、呼吸器以外の体液にも存在することが報告されており、遺体（特に体液）からの接触感染のリスクに対する防御が必要です。接触感染は、ウイルス汚染部を触れた手指で目や鼻腔、口腔等の粘膜を触れることにより成立しますので、手袋を装着していたとしても汚染された手袋で人や周囲環境に触れる行為は感染の原因となります。よって、手袋装着時は、人や周囲環境に触れないように注意することと、手袋を外した後は手指衛生を徹底してください。

## **問 9 死亡前又は後の PCR 検査結果が陰性だった遺体の取扱いはどのようにすればよいですか。**

医師が総合的に判断し感染性がないとした場合は、通常の遺体と同様に取扱っていただいてもかまいません。

## ●別添 1

### 情報共有シート（関係者記入用）

この情報共有シートは、医療機関、葬儀会館等、火葬場へと遺体が移動していく中で、遺体と遺族等の方への対応に関する情報を共有することで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

各関係者は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。次の過程の業務に従事している方のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

（亡くなられた方） 氏名：

性別：

生年月日：

死亡年月日：

関係者	申し送り事項
<b>医療従事者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エンゼルメイクの有無（ 有 ・ 無 ）</li> <li>●非透過性納体袋 素材（ 透明 ・ 非透明 ） 顔が見えるようになっているか（ はい ・ いいえ ）</li> <li>●非透過性納体袋（インナーを含む）の外側の消毒 <input type="checkbox"/> ←実施したらチェック 使用薬剤（ アルコール ・ 次亜塩素酸ナトリウム ・ その他：薬剤名記入 ）</li> <li>消毒方法（ 清拭 ・ その他：方法記入 ）</li> <li>●遺族等の方の代表者（ ） 例：長男 遺族等の方の患者（遺体）との面会の実施状況（ 有 ・ 無 ） あれば特記事項 （ ）</li> <li>●その他の留意事項 （ ） 例：棺の外側を消毒</li> </ul> <p>（連絡先）施設名：</p> <p>担当者： 電話番号：</p>
<b>遺体等を取り扱う事業者の方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺族等の方の代表者（ ） 例：長男 遺族等の方の遺体との面会の実施状況（ 有 ・ 無 ） あれば特記事項 （ ）</li> <li>●その他の留意事項 （ ）</li> </ul> <p>（連絡先）事業者名：</p> <p>担当者： 電話番号：</p>

※記入欄は、必要に応じ、追加、修正等をしてください。

## ●別添 2

### 情報共有シート（遺族等記入用）

この情報共有シートは、ご遺族等の方から必要な情報を共有していただくことで、葬儀、火葬等を円滑に執り行っていくことを目的に作成しています。

ご遺族等の方は、下記の該当する項目についてあてはまるものを「○」で囲むか、該当事項を記入してください。葬儀、火葬等に関わる方々のために、ご協力をお願いいたします（わかる範囲でご記入ください）。

1 記入者のお名前：

ご関係：〔 父 ・ 母 ・ 子 ・ 配偶者 ・ 孫 ・ その他（ ） 〕

2 葬儀、火葬等に立ち会われる予定の方に、濃厚接触者の方はいらっしゃいますか。

（ 有 ・ 無 ） 「有」とご回答の方 → 下記3の回答もお願いします。  
「無」とご回答の方 → 質問は以上となります。

3 葬儀、火葬等に立ち会われる予定の方で、濃厚接触者の方全員のお名前（番号の横にご記入ください）と症状の有無、PCR 検査実施の有無とその結果をお教えてください。

- ① 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ② 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ③ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ④ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ⑤ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ⑥ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ⑦ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ⑧ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ⑨ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）
- ⑩ 症状：（有・無）、PCR 検査（有・無）→結果（陽・陰・未）

上記以外に濃厚接触者の方がいらっしゃる場合やその他特記事項があれば、以下に記載をお願いします。

感染防止の観点から、濃厚接触者の方は発症のリスクがあることを踏まえて、特に症状のある場合については、対面での打合せや葬儀、火葬への参列をご遠慮いただき、オンライン等の手段を活用した参加等をお願いしてください。

## ●作成協力者

- ・ 国立感染症研究所（感染病理部、薬剤耐性研究センター第四室）
- ・ 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
- ・ 全日本葬祭業協同組合連合会
- ・ 東京都
- ・ 公益財団法人東京都公園協会
- ・ 公益社団法人日本医師会
- ・ 日本医師会総合政策研究機構
- ・ 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会
- ・ 公益社団法人日本看護協会

五十音順

## (参考)

- ◆ 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」〔平成 25 年 6 月 26 日（平成 30 年 6 月 21 日一部改定）新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議〕における「X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の第 2 章の 4. の「(4) 搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項」(p.212)  
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl\\_guideline.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf)
- ◆ 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（SARS や MARS の箇所参照）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000417412.pdf>
- ◆ Infection Prevention and Control for the safe management of a dead body in the context of COVID-19. WHO interim guidance. 24 March 2020
- ◆ CDC Web サイト Frequently Asked Questions における COVID-19 and Funerals  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/faq.html#COVID-19-and-Funerals>